

長野県森林づくり県民税に関する基本方針 (案)

**令和 4 年 9 月
長 野 県**

目 次

1	長野県森林づくり県民税に関する基本方針（案）	…	1
2	資料編	…	19

長野県森林づくり県民税に関する基本方針(案)

この基本方針(案)は、「長野県森林づくり県民税」(以下「森林税」という。)が令和5年3月で課税期限を迎えるに当たり、改めて超過課税の必要性等を検討し、県の考え方をまとめたものである。

1 これまでの森林税の取組

森林^{※1}の持つ多面的な機能^{※2}を維持・増進させるため、これまでの財源では十分に対応できなかった里山における間伐等を集中的に推進するために森林税を導入し、平成20年度から事業を実施している。

※1 森林:森林法第2条第1項第1号及び第2号に定められている「木竹が集団して生育している土地及びその上にある立木竹」「木竹の集団的な生育に供される土地」

※2 多面的な機能:県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、木材等の林産物の供給、公衆の保健等の森林の有する多面にわたる機能をいう

(1) 第1期(H20~H24)及び第2期(H25~H29)の取組状況について

- 第1期及び第2期において集中的に取り組んだ里山の間伐については、平成20年度から平成29年度までの10年間(平成30年度への繰越分を含む)で実施面積31,964ha(計画の83%)であり、財源不足で従来取り組むことができなかった里山の多面的機能の向上に一定の成果を上げることができた。

【森林税を活用した間伐面積の推移】

(単位:ha)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30※	計
計画	2,000	4,000	5,400	6,000	6,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	—	38,400
実績	1,721	3,341	5,299	5,885	4,257	3,282	2,113	1,853	1,319	1,782	1,112	31,964

※H29からの繰越分

- 第2期(平成25年度から平成29年度)では間伐材を搬出して活用を推進するための支援を新たに実施したが、対象を県内施設で活用されるものに限定していたこと、間伐材の搬出に欠かせない作業道の整備が支援対象外であったことなどにより搬出が進まなかった。このため、平成29年度から県外施設も支援対象となるよう制度を見直し、間伐材搬出材積の5年間(平成30年度への繰越分を含む)の実績は23,996m³(計画の約120%)となった。

【森林税を活用した間伐材搬出材積の推移】

(単位:m³)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30※	計
計画	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	—	20,000
実績	1,225	2,152	2,442	1,470	9,613	7,094	23,996

※H29からの繰越分

(2) 第3期(H30~R4)の取組状況について

第3期からは、これまでの森林所有者や林業事業体による里山の間伐に加え、地域住民による里山の管理・利用といった新しい仕組みを開始した。また、ライフライン沿いの危険木処理や河畔林整備など人々の生活に身近な森林の整備、子どもの居場所や多くの県民が木の良さを体感できる施設の木質化、森林の多面的利活用を推進する人材育成、学校林や「信州やまほいく」認定園のフィールド整備など、使途を拡げて幅広く森林づくりの取組を進めてきた。

ア 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

- 地球温暖化の影響等で局地的な豪雨等が増大する中、各地で頻発している土砂災害や流木被害等を防ぐための森林の整備は、人命・財産を守ることを使命とする本県にとって喫緊の課題である。このため、第2期までに未整備であった里山のうち、航空レーザー測量等の科学的知見を活用して人家など保全対象に近く山地災害の危険性が高い箇所を絞り込み間伐を実施した。
- また、間伐材の搬出・利用が可能な場所においては、作業道整備を含めて、間伐作業と木材の搬出作業を一体的に行う搬出間伐を実施し、災害時に間伐材が流出するリスクの低減を図った。

- ・ 防災・減災のための里山整備（間伐）については、面積当たりの搬出材積の増嵩による単価上昇や、木材搬出のための作業道整備を実施したことに伴う 1 箇所当たりの作業量の増等の要因により、計画の 4,300ha に対し令和 4 年度末までで 2,800ha 程度の実績となる見込みである。

【防災・減災のための里山整備（間伐）の実施状況】 (単位：ha)

年度	H30	R 元	R2	R3	R4 見込	実績見込計	H30～R4 計画
実績	115	803	808	636	444	2,806	4,300

(参考) 間伐の内容等

年度	H30	R 元	R2	R3	R4 見込
保育間伐 (ha)	102	709	602	426	444
搬出間伐 (ha)	13	94	206	210	
搬出材積 (m3)	521	7,955	12,029	14,355	—
作業道整備 (m)	0	18,840	28,115	25,676	—

- ・ 里山等の整備に関しては「長野県ふるさとの森林づくり条例」に基づき県が認定する「里山整備利用地域」の地域数が、第 3 期開始前の 5 地域から 105 地域（令和 4 年 8 月末時点）にまで増加するとともに、こうした地域における住民協働による里山の整備に必要な作業道整備や資機材の導入、遊歩道の整備等を支援し、資源の利活用による里山の整備を進めた。
- ・ 豪雨時に流出し橋梁部で川をせき止めるなど水害の発生要因となるおそれがある危険木、枯損木等の除去などの河畔林の整備やライフライン沿いの危険木の伐採を行った。

イ 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用

- ・ 間伐材等を身近な環境で積極的に利活用し、木と触れ合う機会を提供するため、幼稚園や保育園といった子どもの居場所の木造・木質化、観光地における道路等の公共サインの整備、多くの方が利用する県有施設や民間施設の木質化を実施・支援した。
- ・ 木材の地消地産を推進するため、薪を流通させるための仕組みづくりや、松くい虫被害木などの里山資源をバイオマスエネルギーとして活用する取組を支援した。

ウ 森林づくりに関わる人材の育成

- ・ 自立的・持続的な森林管理を進めるため、里山を整備・利用する地域活動のコーディネートや技術指導を行う人材の育成等を行った。
- ・ 本県の森林セラピーの利用を促進するためのセラピー基地の整備やコーディネーターの育成、豊かな自然を活かした自然教育、野外教育を推進するための教育プログラムの開発と指導人材の育成を行った。

エ 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用

- ・ 教育や子育てにおける森林の利活用を推進するため、全国的にも保有率の高い学校林の整備や、県独自の制度である「信州やまほいく（信州型自然保育）認定制度」による認定園のフィールドや施設整備を支援した。
- ・ 主要道路や鉄道周辺、観光地のビューポイントなどにおいて、地域の景観に適した街路樹や森林の整備を行った。また、市町村や民間団体が行うまちなかの緑地整備を支援した。

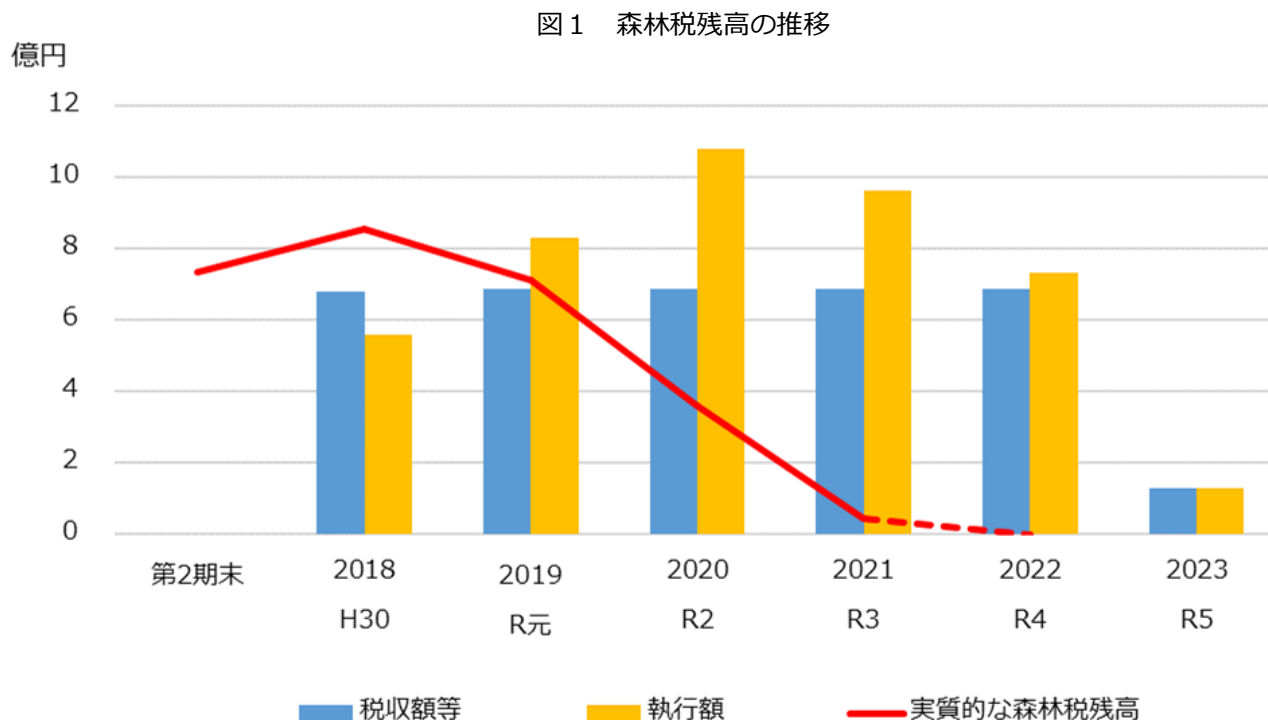
オ 市町村に対する財政調整的視点での支援（森林づくり推進支援金）

- ・ 第 3 期は 0.9 億円／年を市町村に配分し、森林に関する各地域の様々な課題解決のために市町村が独自に行う取組を支援した。
- ・ 実施内容については県下 10 地域の「みんなで支える森林づくり地域会議」（以下「地域会議」という。）において検証し、県ホームページで公表している。

(3) 森林税残高※

- 第3期において活用の使途を拡大し、令和元年度から令和3年度にかけて単年度税込額を上回る執行額となったことから、令和4年度末にほぼゼロとなる見込みである。【図1】

※森林税残高は、森林づくり県民税基金（以下「基金」という）残高に翌年度への繰越額を加えた金額であり、翌年度に活用可能な森林税の残高



※最終の法人税収が令和5年度となるため、令和5年度に当該税収分の事業実施を計画

2 森林税に関する意見等の状況

(1) みんなで支える森林づくり県民会議（以下「県民会議」という。）及び地域会議における意見等

ア 県民会議での意見（令和4年5月18日、8月29日開催）

- 森林の整備には財源が必要。森林税は続けてほしいが、新しい時代に沿った使い方、運用の仕方の構築を。
- 森林税事業で行っている人材育成は5年間の進捗率が非常に低いので、事業構築が妥当かどうか考える必要があるのでは。次期森林税があるとすれば、事業体の増加に繋がるような事業構築を考えていただきたい。
- 主伐しても再生林が追いつかないという話も聞くが、森林税の在り方として、防災・減災の観点から生命や林業自体を守ることのみならず、将来のための投資として使っていくことに主眼を置くべきでは。
- 日本は緑が豊かであり、森林は財産。これを国家としても、地域としても有効利用して資産として運用していくことが重要。CO2の吸収の観点からみても森林は大変有効。森林税は新たな視点や目標を据えて継続をお願いしたい。
- 再生林の加速化について、ゼロカーボンに加え木材資源の有効活用のための適期の利用という観点も入れてもらいたい。
- 市町村と連携した課題解決の支援では、特に市町村から要望の高い取組について県民の理解を得ながら、予算を重点配分いただきたい。
- 森林税、森林環境譲与税だけでなく、他財源を含めた全体像を見の中で、県として取り組む内容を明確にして進めていくことが重要

イ 地域会議での意見

- ・ 浸透してきた森林税をぜひ継続していただきたい。
- ・ 里山整備事業では小面積でも整備ができることから、県民参加で里山を整備していく機運が高まっている。こうした整備を継続することが、人が山に入って手入れをすることにつながるため、ぜひ森林税の継続をお願いしたい。

(2) 市町村

〔長野県市長会要望〕（令和４年５月）

課税期間が令和４年度までとなっている森林税について、森林税を活用した防災・減災のための里山整備が当初の目的に達しておらず、また、地域からの要望が多い観光地等の景観整備や脱炭素社会づくり・ゼロカーボンの実現など課題解決のためにも継続して取り組む必要があることから、令和５年度以降も森林税を継続するよう要望

(3) 県議会

〔令和４年６月定例会農政林務委員会 委員長報告〕

森林税に関しては、来年度以降の継続も視野に入れて検討を深めるとの説明があった。委員からは、森林税の成果を十分に検証することを求める意見や、森林整備等を一層推進すべきとの意見が出された。

(4) その他関係団体からの意見等

〔長野県林業団体協議会〕（令和４年２月）

森林税活用事業については、これまで３期の取組で里山を中心に県内の森林整備が進んできているものの、防災・減災のための森林づくり、県民生活に身近な森林の整備や脱炭素社会づくり・ゼロカーボンの実現など、依然として取組の継続・強化が必要なことから、令和５年度以降も森林税を継続することを陳情する。

〔長野県林業振興研究会※〕（令和４年９月）※県議会議員、長野県森林組合連合会、長野県木材協同組合連合会等で構成

森林税活用事業については、これまでの取組で県内の森林整備の計画・実施が進んでいるが、予算の関係等から計画した事業が実施できないケースも一部出ており、依然として防災・減災のための森林づくりなどを含めて事業実施の必要性が高いと考えられるので、森林税の継続をお願いする。

(5) 森林税アンケート調査結果

1 調査期間

令和４年７月末から８月末までの約１か月間

2 調査対象及び回収状況

	調査対象	回収数	回収率
県民	3,030人	1,008人	33.3%
企業	616社	272社	44.2%

令和５年度以降の森林税の継続の是非

県民の７割弱、企業の約８割が継続に賛成。

（単位：％）

区分	継続賛成				継続反対	分からない 無回答
	現行のまま継続	新しい取組内容を 加えて継続	全く新しい取組と して継続	小計	継続すべきで はない	
県民	24.2	38.6	3.6	66.4	7.6	26.0
企業	40.1	38.2	0.7	79.0	2.6	18.4

森林税を活用した大切な取組

18 項目の選択肢のうち、県民及び企業が大切な取組と考える上位 4 項目は以下のとおり。

(単位：％)

選択肢	県民		企業	
	順位	割合	順位	割合
防災・減災の観点から整備が必要な里山の間伐	①	73.0	①	80.5
道路や電線などライフライン沿いの危険木等の除去	②	53.4	③	46.7
二酸化炭素の吸収能力を最大限に発揮させるため、収穫(伐採)後の森林に再び木を植えるといった取組	③	43.5	②	53.3
洪水被害防止等を目的に行う河畔林の危険木等の除去	④	40.6	④	44.1

森林税を継続した場合の金額

県民の 6 割超、企業の約 7 割が現在の額と同じ額を負担することができると回答。

【県民】

(単位：％)

選択肢	割合
現在の金額と同じ500円	63.0
1,000円	21.3
1,000円よりも多くても負担できる	5.2
わからない	4.6
300円	3.3
100円	1.6
負担することはできない	0.9
無回答	0.2
合計	100

【企業】

(単位：％)

選択肢	割合
現在の金額と同じ5%	71.6
わからない	12.3
3%	6.5
10%	5.0
10%よりも多くても負担できる	3.1
1%	1.1
負担することはできない	0.4
合計	100

3 森林を巡る現状と課題、今後の方向性について

本県は、県土の 8 割を森林が占める全国有数の森林県である。先人たちのたゆまぬ努力により育まれた豊かな森林資源は、水源の涵養や土砂災害の防止、生物多様性の保全など私たちの暮らしにとって重要な役割を果たす貴重な財産であり、こうした森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、県民全体で森林づくりを支えていただくことが必要であると考えます。

今や一刻の猶予も許されない 2050 年までのカーボンニュートラル実現のために、二酸化炭素を吸収する森林は大変重要な役割を果たしている。こうした森林の整備を進め、生産される木材を適切に利用することが、森林の二酸化炭素吸収量の確保を図る上でも、更に重要となっている。

本県の民有林人工林は、約 8 割が 50 年生を超えて育てる時代から利用の時代を迎える一方、年間の立木成長量が衰える高齢林の割合が増えることにより森林全体の年間の二酸化炭素吸収量が今後減少することが避けられない状況である。利用可能な森林資源を次の世代に引き継ぐことに加え、森林吸収量を将来にわたって確保していくため、主伐・再造林を進めて成長の旺盛な若い森林へと更新していくとともに、県民の暮らしの様々な場面で木材の利用を進めることが重要である。また、局地的な豪雨が頻発する中、防災・減災を図るために必要な里山の間伐などの整備に引き続き取り組むことが必要である。

更に、新型コロナウイルスの感染拡大による地方回帰の動きによる関係人口の増や、生活様式の変化などに伴う多様な働き方といった視点も含めた林業人材の確保育成や、身近な森林や緑に広く親しむことができる里山づくりやまちなかの緑化など、森林や緑の持つ機能や恩恵を享受できるような多面的な利活用に取り組むことが求められている。

今回実施した県民アンケートにおいても、森林税を活用した場合の重要な取組として、「防災・減災の観点からの里山の間伐」や「ライフライン沿いの危険木等の除去」、「二酸化炭素の吸収能力を発揮させるため、伐採後の森林に再び木を植える」といった取組」等の回答が上位を占めている。

こうした状況を踏まえ、森林づくり県民税を継続した場合、次の観点からの取組を推進することが重要と考える。

(1) 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

- ・ 2050 ゼロカーボンの実現に向け、民有林人工林の8割が50年生を超える本県の森林がCO2吸収機能を発揮できるよう、若い森林に更新する再造林を加速させる。
- ・ 第3期終了後に未整備で残る見通しである、防災・減災のために整備が必要な里山の間伐（約1,500ha）について、引き続きその整備に取り組む。

(2) 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

- ・ これまで地域住民が自ら整備・利活用に取り組んできた里山について、多くの県民等が利用できる「開かれた里山」としての仕組みづくりや、そのための整備等を進める。
- ・ 多くの方が利用したり、目に触れたりすることのできる施設等について木造・木質化を推進する。
- ・ 教育や子育てにおける森林の利活用を推進するため、学校林や「信州やまほいく」認定園におけるフィールド整備等を支援する。
- ・ 県民が緑をより身近に感じられるよう、まちなかの緑化や街路樹の整備などのグリーンインフラの整備を推進する。

(3) 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業者への支援

- ・ 企業との連携による森林整備や、健康・教育・観光などに森林を活用する森林サービス産業に取り組む団体等の支援、森林セラピー・エコツーリズム等に携わる人材の育成など森林の多面的な利活用を支援する。
- ・ 森林・林業に関わる人材の裾野拡大や、他産業との兼業など多様な林業の担い手の確保・育成を支援する。

(4) 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決

第3期まで実施していた市町村への定額配分による森林づくり推進支援金については、森林環境譲与税との関係を整理したうえで、地域において必要度の高い事業に再編し、メニュー化して支援する。

- ・ 交通、電気、通信等のライフラインを保全するための支障木や危険木の伐採
- ・ 豪雨時に流出し橋梁部で川をせき止めるなど、水害の発生要因となるおそれがある河川沿いの支障木や危険木の伐採
- ・ 観光地の景観を保全するための支障木の伐採による整備や野生鳥獣による被害防止のための緩衝帯整備
- ・ 松くい虫等の病害虫被害の監視や被害初期段階における対応、公園など森林以外のエリアにおける被害木の伐倒・処理、枯損木の利活用の取組

なお、第3期との主な相違点は以下のとおり。

○ **今後の森林整備等の重要性に鑑み追加する事業**

- ・ 森林資源の有効活用と更新のための再造林の加速化
- ・ 県民が広く利用できるような里山の仕組みづくり
- ・ 森林の多面的利活用や多様な林業の担い手の確保支援

○ **これまでの取組の達成状況等を考慮し見直す県事業**

- ・ 河畔林整備事業（県事業）
- ・ 道路への倒木防止事業（県管理道路沿線の危険木伐採）
- ・ 自然教育・野外教育推進事業

○ **森林環境譲与税との関係等を整理して見直す補助事業（整理の詳細は次項目のとおり）**

- ・ 森林づくり推進支援金（定額配分を見直し地域において必要度の高い事業をメニュー化）
- ・ 県産材公共サイン整備事業
- ・ 薪によるエネルギーの地消地産推進事業

4 森林税と森林環境譲与税の関係性の整理

1 森林環境譲与税の法律上の使途

森林環境譲与税は、平成 31 年度にスタートした森林経営管理制度（所有者の施業意思がない森林を市町村が主体となり森林整備を実施する制度）を踏まえ、森林整備等に必要な地方の安定財源として、国から市町村へ譲与が開始された。その使途については、法律上、森林整備、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材利用、その他の森林の整備の促進に関する施策に充てなければならないと規定されており、市町村は法律に基づき地域の実情を踏まえた施策に活用している。

2 森林税と森林環境譲与税を活用した施策の基本的視点

森林づくりを効果的に行っていくためには、県と市町村がそれぞれの役割に応じて、また適切に連携しながら施策を推進することが重要である。

そこで、森林税の検討にあたり、両税の活用施策に係る基本的な視点を次のとおり整理した。

森林税（県）	森林環境譲与税（市町村）
・ 全県または広域で政策的、モデル的に推進する施策 ・ 県民が森林や緑の恩恵を身近に感じることができる施策 ・ 森林等に関連した県民の暮らしの向上につながる施策	（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく施策であって） ・ 市町村の個別課題に対応した施策 ・ 森林整備の促進を主眼とする施策

3 森林税と森林環境譲与税の整理

上述の 1 及び 2 を踏まえ、森林税と森林環境譲与税の使途を【表 1】で、森林整備等における他財源も含めた活用イメージを【図 2】のとおり整理した。

表1 森林税と森林環境譲与税の整理※

森林税活用事業			森林環境譲与税活用事業 における取組例（市町村）
項目	事業	概要	
Ⅰ 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり	再造林の加速化	林業経営に適した森林における再造林の加速化 【全県・広域モデル】	－
	防災・減災のための里山整備	林業経営には適さないが、所有者が管理する里山において所有者等が実施する、防災・減災のための間伐 【全県・広域モデル】	森林所有者が管理できない森林において市町村が実施する間伐等
Ⅱ 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり	県民が広く親しめる里山づくり	地域住民等が管理する里山において、森に親しむことを目的とした森林整備等やその他のための仕組みづくり 【森林や緑の恩恵】	市町村の課題として実施する放置竹林対策などの森林整備
	広く県民が利用する施設等の木造・木質化等	広く県民が利用する県有・民間施設の木造・木質化等 【全県・広域モデル】	主に市町村の住民が利用する施設の木造・木質化
	やまほいくのフィールドや学校林の整備等	信州やまほいく認定園のフィールド整備や学校林の整備 【森林や緑の恩恵】	－
	まちなかの緑・街路樹の整備	街の中での緑化や街路樹の整備 【森林や緑の恩恵】	－
Ⅲ 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援	森林サービス産業など森林の多面的利用の支援	森林の健康利用や観光利用等に取り組む団体や人材等への支援 【森林や緑の恩恵】	－
	多様な林業の担い手の確保・育成	林業に関わる人材の裾野拡大や、多様な林業の担い手への支援 【全県・広域モデル】	林業の中核的担い手である事業体やそこで従事する人材への支援
Ⅳ 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決	ライフライン等保全対策	ライフラインや河川、観光地の保全等を目的とした支障木や危険木の伐採 【県民の暮らしの向上】	森林の整備を主眼として面的に実施する間伐や除伐等
	河川沿いの支障木等伐採		
	観光地の景観整備		
	緩衝帯整備	鳥獣被害防止のための森林と里地の間の緩衝帯整備（藪刈り等） 【県民の暮らしの向上】	
	病虫害被害対策	松くい虫等の病虫害被害の監視や被害初期段階における対応、公園など森林以外のエリアにおける被害木の伐倒・処理、枯損木の利活用の取組【県民の暮らしの向上】	森林内の樹木を対象とした被害木等の伐採、くん蒸、薬剤散布

※上記の記載については、森林税と森林環境譲与税の違いを明らかにするため整理したものであり、森林環境譲与税の用途については上記以外も含め「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に規定されている

図2 森林整備等における森林税と他財源との整理イメージ



5 今後の森林税のあり方について

森林税のあり方については、様々な観点から検討する必要があることから、上記3「森林を巡る現状と課題、今後の森林づくりの方向性」や上記4「森林税と森林環境譲与税の関係性の整理」に加え、県の財政状況も考慮し、課税期間や税率について検討を行った。

(1) 県の財政状況について

県では、森林税導入の1年前に、「長野県行財政改革プラン」（平成19～23年度）を策定して歳入確保・歳出削減の取組を進め、その後は「長野県行政・財政改革方針」（平成24～28年度）や「長野県行政経営方針」（平成29年度～）を踏まえ、持続可能な財政構造の構築を図ってきた。

しかしながら、高齢化等による社会保障関係費の増加や防災・減災対策の強化に伴う県債残高の増加等により、今後の県財政は引き続き厳しい状況が継続する見通しであるため、より一層森林整備等に取り組むためには、一般財源等のみでは困難な状況である。

なお、県としては、今後も行財政改革の推進に一層積極的に取り組んでいく。

(2) 課税期間及び税率等について

ア 課税期間について

様々なケースの比較考察を行う前提として、超過課税を行うとする場合の課税期間について定めることが必要である。

課税期間を5年未満とする場合は、短期間で事業成果の検証を行うことができる反面、再造林の加速化等といった一定の期間を設け推進する必要がある取組に対し、十分な期間及び財源を確保することが困難となる。

また、10年間のように長期間とする場合には、十分な事業費を確保できる反面、短期間で集中的に行う必要がある事業の機動性を損なう可能性がある。

以上のことから、課税期間については5年間が適当であると考ええる。

なお、森林税アンケート調査結果では、県民の6割弱、企業の約6割が現行どおりの5年間が適当であると回答している。

イ 税率について

超過課税を行う場合には、超過課税により財源を確保しようとする事業の内容や規模、目標値等、納税者一人当たりの負担額などを示し、県民の理解を得ることが必要である。これを踏まえ、令和5年度以降の森林税の税率等について、次のような考え方により4つのケースについての比較検討を行った。

まず、「3 森林を巡る現状と課題、今後の森林づくりの方向性」記載の(1)から(4)までの取組（以下「必要な取組」という。）について、これまでの実績等を踏まえすべて実施する場合（ケース1）と、「必要な取組」のうち喫緊の課題や重要な取組を選択して実施する場合（ケース2）、第3期に完了しなかった「防災・減災のための里山整備」のみを実施する場合（ケース3）について検討した。

また、令和4年度末の森林税残高はほぼゼロとなることが見込まれること、第3期分として令和5年度の歳入となる法人からの納付分が約1.3億円であることを踏まえ、今限りで超過課税を終了し令和5年度以降は森林税を課税しない場合（ケース4）についても検討を行った。

（検討を行った4つのケース）

ケース1：これまでの実績等を踏まえ「必要な取組」をすべて実施する場合

ケース2：「必要な取組」のうち喫緊の課題や重要な取組を選択して実施する場合

ケース3：第3期に完了しなかった「防災・減災のための里山整備」のみを実施する場合

ケース4：超過課税を行わない場合

各ケースについて、5年間で実施しようとする又は実施可能な主な事業と、そのために必要な税率等は、「ケースごとの比較表」に記載したとおりであり、以下、それぞれのメリット、デメリット等について述べる。

「ケースごとの比較表」

ケース	5年間で実施しようとする主な事業	必要な税率等
ケース1 これまでの実績等を踏まえ「必要な取組」をすべて実施する場合	①森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり（概ね 15.6 億円） ・再造林の加速化(概ね 2,900ha/5年間) ・防災・減災のための里山整備(概ね 1,500ha/5年間) ②森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり（概ね 10.1 億円） ・県民が広く親しめる里山づくり(概ね 90 箇所/5年間) ・広く県民が利用する施設等の木造・木質化等(概ね 75 箇所/5年間) ・やまほいくのフィールドや学校林の整備等(概ね 70 箇所/5年間) ・まちなかの緑・街路樹の整備(概ね 10 箇所/5年間、概ね 72km/5年間) ③森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援（概ね 2.6 億円） ・森林サービス産業など森林の多面的利用の支援(概ね 50PJ/5年間(ほか)) ・多様な林業の担い手の確保・育成(多様な林業に関わる新規就業者数 概ね 200 人/5年間) ④市町村と連携した森林等に関連する課題の解決（概ね 13.6 億円） ・ライフライン等保全対策(概ね 150 箇所/5年間) ・河川沿いの支障木等伐採(概ね 70 箇所/5年間) ・観光地の景観や緩衝帯の整備(概ね 290 箇所/5年間) ・病虫害被害対策(被害木処理 概ね 12,000m³/5年間、枯損木利活用 概ね 22,600m³/5年間) ⑤普及啓発、評価・検証（概ね 0.5 億円） ・森林づくりの重要性や森林税を活用した取組などの普及啓発等 ・県民会議、地域会議の開催 〔合計:概ね 42.4 億円〕	・税率： 個人 617 円相当^{※1} 法人均等割の 6.2%相当 ・税収：42.4 億円
ケース2 「必要な取組」のうち喫緊の課題や重要な取組を選択して実施する場合	①森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり（概ね 15.6 億円） ・再造林の加速化(ケース1と同) ・防災・減災のための里山整備(ケース1と同) ②森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり（概ね 6.8 億円） ・県民が広く親しめる里山づくり(概ね 50 箇所/5年間) ・広く県民が利用する施設等の木造・木質化等(概ね 55 箇所/5年間) ・やまほいくのフィールドや学校林の整備等(ケース1と同) ・まちなかの緑・街路樹の整備(概ね 10 箇所/5年間、概ね 52km/5年間) ③森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援（概ね 2.6 億円） ケース1と同 ④市町村と連携した森林等に関連する課題の解決（概ね 9.0 億円） ・ライフライン等保全対策(ケース1と同) ・河川沿いの支障木等伐採(ケース1と同) ・観光地の景観や緩衝帯の整備(概ね 200 箇所/5年間) ・病虫害被害対策(被害木処理概ね 5,400m³/5年間、枯損木利活用概ね 10,000m³/5年間) ⑤普及啓発、評価・検証（概ね 0.4 億円） ケース1と同(事業規模一部調整) 〔合計:概ね 34.4 億円〕	・税率： 個人 500 円 法人均等割の 5 % ・税収：34.4 億円
ケース3 第3期に完了しなかった「防災・減災のための里山整備」のみを実施する場合	①森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり（概ね 4.3 億円） 防災・減災のための里山整備(概ね 1,500ha/5年間)のみ ⑤普及啓発、評価・検証（概ね 0.4 億円） ケース1と同(事業規模一部調整) 〔合計:概ね 4.7 億円〕	・税率： 個人 68 円相当^{※1} 法人均等割の 0.7%相当 ・税収：4.7 億円
ケース4 超過課税を行わない場合	○「防災・減災」のための里山等の整備（第3期事業として）（概ね 1.2 億円） 防災・減災のための里山整備(概ね 430ha) ○森林税の評価・検証（第3期事業として）（概ね 0.1 億円） 県民会議、地域会議の開催 〔合計:概ね 1.3 億円〕	・税率：－ ・税収：1.3 億円^{※2}

※1：地方税法上、原則地方税額の単位は百円であり、百円未満の端数があるときは切り捨てることとなっているが、本ケースでは実施しようとする事業の規模に合せて税率を想定した。

※2：R4 法人均等割の分であり、R5 年度の歳入となる。

○ ケース 1 について

これまでの実績等を踏まえ、必要な取組をすべて実施する案であり、「防災・減災のための里山整備」はもとより、「造林の加速化」といった喫緊の課題である森林の若返りや、森や緑、木のぬくもりに親しむ取組、森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体育成、市町村支援事業としてライフライン等保全対策、河川沿いの整備、観光地の景観整備や緩衝帯の整備、松くい虫等の病虫害対策を幅広く行うことができる。

一方、42.4 億円という財源はこれまでの税収の約 1.23 倍に相当する金額であり、県民負担を従前より増加させることについては慎重に考えなければならない。

○ ケース 2 について

ケース 1 と同様に「防災・減災のための里山整備」に取り組みつつ、「造林の加速化」といった喫緊の課題である森林の若返りに注力するとともに、森や緑、木のぬくもりに親しむ取組、森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体育成、市町村支援事業としてライフライン等保全対策、河川沿いの整備、観光地の景観整備や緩衝帯の整備、松くい虫等の病虫害対策についても対応することが可能である。

ケース 1 と比較し、県民が広く親しめる里山づくりや広く県民が利用する施設等の木造・木質化等、市町村と連携した森林等に関連する課題解決の支援について、必要な取組内容を見直し、箇所を選択して取り組むことが必要となるが、現行税額の規模で喫緊の課題等に取り組むことができる案であると考えられる。なお、森林税アンケートにおいては現行の税額を負担できると考えている割合が、県民で約 6 割超、企業では約 7 割となっている。

○ ケース 3 について

「防災・減災のための里山整備」について、第 3 期までに完了しない概ね 1,500ha の整備を行うものの、それ以外の取組は森林税では行わない案である。県民負担は少なくなるが、喫緊の課題である造林の加速化による森林の若返り促進等に取り組むことができない。また、県民へのアンケート結果では、森林税を継続するとした場合「現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき」とする意見が最も多く、これに「現在の取組内容のまま継続すべき」とする意見を加えると 6 割を超える結果となった。企業へのアンケート結果においても最多の「現在の取組内容のまま継続すべき」と次点の「現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき」の計は約 8 割に達している。

これらの意見を鑑みると、当該案は県民の期待に十分に応えうる案ではないと考えられる。

○ ケース 4 について

超過課税を令和 4 年度で終了する案である。この場合、令和 5 年度の歳入となる令和 4 年度分の法人均等割（約 1.3 億円）のみで事業を実施することになり、「防災・減災のための里山整備」を主に実施した場合でも約 430ha の整備に留まると想定され、第 3 期までに完了しない概ね 1,500ha の多くが未整備のまま残ることが想定されるとともに、カーボンニュートラルの実現に向けた施策など県として緊急に対応が必要な施策が推進できないこととなる。

なお、いずれのケースにおいても、県民会議や地域会議による森林税活用事業についての評価や検証に必要な経費を見込んでいる。

ウ まとめ

森林に関する取組の緊急性や重要性、森林環境譲与税など他財源との整理、県民会議や県民アンケートにおける御意見などを考慮し、令和5年度以降、以下のとおり森林税を継続することが適当であると整理した。

- 課税期間については令和5年4月1日からの5年間とする。
- 県民税均等割の超過課税方式により、個人県民税については年額500円、法人県民税については均等割額の5%とする。
- 実施する事業の内容や概算事業費、目標値等については、別紙「森林づくり県民税活用事業（案）」による。

6 今後の予定

森林税は、県民の皆様に標準税率を上回って御負担いただく超過課税であることから、その必要性や活用事業の内容などについて様々な機会を捉えて説明し、御意見をお聴きした上で基本方針を決定することとする。

今後、本基本方針（案）について、県民の代表である県議会に対して丁寧な説明を行うとともに、県民説明会及び市町村説明会を開催し、御意見をお聴きする機会を設けることとする。

また、県ホームページへの掲載やSNSでの発信などによって広く周知を図るとともに、パブリックコメントを行い、広く県民の皆様から御意見を募集する。

その上で、11月定例県議会までに県としての最終判断を行うこととする。

【当面の予定】

- ・パブリックコメント 令和4年9月22日（木）～10月21日（金）
- ・市町村説明会 令和4年10月5日（水）※
- ・県民説明会 令和4年10月16日（日）、10月19日（水）※
（県下2会場、オンラインで視聴を可能とする）

※会場の都合等により日程が変更となる場合がある。

森林づくり県民税活用事業（案）

【考え方】

当該活用事業案は、県民の皆様は、森林税を活用して実施する事業の概要や規模を示すものであり、今後、県民の皆様や市町村等の御意見を踏まえて確定する。

【補助率の設定】

森林整備事業：再造林の加速化 10/10、その他の森林整備 9/10（一部国庫補助金の活用を含む）、
ハード事業（施設整備）：1/2、
ソフト事業（森林整備事業を除く人材育成・里山整備利活用）：10/10、
上記以外のソフト事業：3/4

を原則とする。

I 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

項目	事業概要	目標値	概算事業費	概算森林税額
1 再造林の加速化	再造林等への嵩上げ補助により主伐・再造林を促進し若い森林への更新を加速化	再造林面積 概ね 2,900ha/5年間	概ね 37.7 億円	概ね 11.3 億円
2 防災・減災のための里山整備	土砂災害や流木被害等を防止するための里山の間伐等整備	間伐面積 概ね 1,500ha/5年間	概ね 8.3 億円	概ね 4.3 億円
計			概ね 46.0 億円	概ね 15.6 億円

Ⅱ 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

項目	事業概要	目標値	概算事業費	概算森林税額
3 県民が広く親しめる里山づくり	県民が広く利用できる「開かれた里山」の整備・仕組みづくり	県民が広く親しめる里山整備利用地域の数 概ね 50 箇所/5 年間	概ね 3.2 億円	概ね 2.8 億円
4 広く県民が利用する施設等の木造・木質化等	広く県民が利用する施設や子どもの居場所の木造・木質化等	木造・木質化等の箇所数 概ね 55 箇所/5 年間	概ね 3.2 億円	概ね 2.0 億円
5 やまほいくのフィールドや学校林の整備等	信州やまほいく認定園のフィールド整備支援	フィールド整備箇所数 概ね 40 箇所/5 年間	概ね 0.4 億円	概ね 0.3 億円
	学校林等の整備及び活動支援	学校林整備等の実施箇所数 概ね 30 箇所/5 年間	概ね 0.3 億円	概ね 0.3 億円
6 まちなかの緑・街路樹の整備	信州まちなかグリーンインフラ推進計画に基づくまちなかの緑化・整備	緑地整備箇所数 概ね 10 箇所/5 年間 緑地の保全延長 概ね 32km/5 年間	概ね 1.4 億円	概ね 0.9 億円
	街路樹の整備	整備延長 概ね 20km/5 年間	概ね 0.5 億円	概ね 0.5 億円
計			概ね 9.0 億円	概ね 6.8 億円

Ⅲ 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援

項目	事業概要	目標値	概算事業費	概算森林税額
7 森林サービス産業など森林の多面的利用の支援	(1) 森林の健康利用や森林環境教育、観光利用等に取り組む団体の活動支援 (2) 森林を活用した新たなビジネスの起業支援 (3) 森林(もり)の里親契約の促進(企業と地域のマッチング) (4) 森林セラピーやエコツアーリズム等のガイド、森林環境教育等の指導者、里山管理人材等の育成	森林サービス産業に取り組む地域プロジェクト数 概ね 50 プロジェクト/5 年間	概ね 1.5 億円	概ね 1.5 億円
		(4) のうちエコツアーリズムガイドの育成人数 概ね 25 人/5 年間	概ね 0.1 億円	概ね 0.1 億円
8 多様な林業の担い手の確保・育成	(1) 森林・林業に関わる人材の裾野拡大 (2) 他産業との兼業や季節的な雇用など多様な林業の担い手への支援	多様な林業に関わる新規就業者数 概ね 200 人/5 年間	概ね 1.0 億円	概ね 1.0 億円
計			概ね 2.6 億円	概ね 2.6 億円

Ⅳ 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決

項目	事業概要	目標値	概算事業費	概算森林税額
9 ライフライン等保全対策	ライフライン沿いの支障木等伐採	整備箇所数 概ね 150 箇所/5 年間	概ね 2.2 億円	概ね 2.0 億円
10 河川沿いの支障木等伐採	河川沿いの支障木等伐採	整備箇所数 概ね 70 箇所/5 年間	概ね 2.2 億円	概ね 2.0 億円
11 観光地の景観や緩衝帯の整備	(1) 観光地の景観整備 (2) 鳥獣被害防止のための緩衝帯整備	(1) 観光地の景観整備 箇所数 概ね 100 箇所/5 年間 (2) 緩衝帯の整備面積 概ね 100 箇所/5 年間	概ね 2.2 億円	概ね 2.0 億円
12 病虫害被害対策	森林以外のエリアなどにおける被害木の処理及び枯損木の利活用の取組	被害木処理材積 概ね 5,400 m ³ /5 年間 枯損木利活用材積 概ね 10,000 m ³ /5 年間	概ね 4.2 億円	概ね 3.0 億円
計			概ね 10.8 億円	概ね 9.0 億円

Ⅴ 普及啓発、評価検証

項目	事業概要	目標値	概算事業費	概算森林税額
13 森林づくりを推進するための普及啓発、森林税事業の評価・検証	(1) 県民会議の運営など 森林税の普及啓発 (2) 事業の評価・検証	—	概ね 0.4 億円	概ね 0.4 億円

＜参考＞ 長野県地方税制研究会の指摘事項への対応

今回示した基本方針（案）に関して、第２期森林税の課税期限を迎えていた平成 29 年当時に、長野県地方税制研究会から指摘のあった事項に対する対応状況を参考までに整理した。

ア 「継続」でなく「ゼロベースでの再検討」と、それに必須の情報開示の徹底

- ・ 本県の森林を取り巻く現状や課題を踏まえて、森林税を活用した事業について、その具体的な内容・規模、目標値、並びに森林環境譲与税との関係性、既存の事業との整理等について検討。併せて、課税期間や税率について、森林税を徴収しない場合等も含めて、ゼロベースで多角的に検討した。
- ・ 県民の皆様に対して十分な情報提供を行い、県民会議やパブリックコメント等を通じて御意見をお聞きする。

イ 切捨間伐から搬出間伐への重点シフト（第２期の前提条件）の確実な履行

- ・ 第３期森林税において搬出間伐にシフトした里山整備については、引き続き、作業道整備を含めて、間伐作業と搬出作業を一体的に行うための支援を実施する。

ウ 基金残高の「合理的な」解消と県民への説明 ～事業規模拡大と税率引き下げの２オプション～

- ・ 第３期において使途を拡大し、令和元年度から令和３年度にかけて単年度税込額を上回って事業を実施したことにより、基金残高は令和４年度末にほぼゼロとなり、合理的に解消される見込み。
- ・ 森林税事業を実施した場合には、検証・評価事業を通じ進捗をチェックし、必要に応じ事業内容の見直しを行う。

エ 国庫補助事業「裏負担」問題の解消：「裏負担」への充当廃止、もしくは大幅な縮減と県民への十分な説明

国庫補助事業を活用して森林税事業を実施する場合において、県の義務負担分には森林税を充当しない。

オ 森林税の「既得権」化問題の打破：県庁組織とチェック機関の改善

- ・ 森林・林業に関する取組について、県民文化部、環境部及び建設部などと連携し部局横断的に活用して事業を実施するとともに、庁内推進組織として「森林づくり県民税活用事業推進会議」を設置し、森林税活用事業に係る進捗状況の検証、実績の評価等を実施する。
- ・ 県民会議や地域会議において情報を開示することに加え、県ホームページや広報誌、SNS による情報発信等といった様々な手段を用いて広報を実施する。また、県民会議等については、林業関係者のみならず公募を含む様々な分野の方を構成員とし、検証を行う。

カ 森林づくり推進支援金の「説明責任」問題の改善

～廃止ないし縮小、「特定補助金」と「財政調整の交付金」～

森林づくり推進支援金は、森林環境譲与税との関係を整理したうえで、市町村において必要度の高い事業をメニュー化して実施する。

なお、長野県地方税制研究会については、以下の長野県ホームページを参照されたい。

[長野県公式ホームページ](#)＞暮らし・環境＞県税・証紙＞県税のあらまし＞県税について＞長野県地方税制研究会について

【資料編】

目次

- 1 令和5年度以降の森林づくり県民税のあり方について
- 2 長野県森林づくり県民税についてのアンケート〈個人・企業調査〉
- 3 アンケート調査票（抜粋）
- 4 長野県森林づくり県民税の取組（アンケートに添付した資料）

令和 5 年度以降の森林づくり県民税の あり方について

令和5年度以降の森林づくり県民税を活用した取組（案）

第3期

I 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

- ①防災・減災のための里山整備
- ②ライフライン等保全対策、河畔林の整備
- ③県民協働による里山整備、地域活動推進
- ④里山整備のための集約化

II 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用

- ⑤施設の木質化、木工体験
- ⑥薪利用の仕組みづくり
- ⑦松くい虫などの枯損木の利活用

III 森林づくりに関わる人材の育成

- ⑧里山を管理・利活用する人材の育成
- ⑨セラピー、エコツアー、自然教育等の多様な人材育成

IV 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用

- ⑩学校林、やまほいくのフィールド整備
- ⑪まちなかの緑地整備
- ⑫観光地での景観形成のための森林整備等
- ⑬セラピー、自然教育等のフィールド整備

V 市町村に対する財政調整的視点での支援

- ⑭森林づくり推進支援金 ※廃止するが主な用途はメニュー化

VI 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証

- ⑮普及啓発、評価検証
- ⑯森林（もり）の里親
- ⑰CO2吸収の認証事業

次期

I 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

- 新 1 再造林の加速化
- 2 防災・減災のための里山整備

II 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

- 新 3 県民が広く親しめる里山づくり
- 4 広く県民が利用する施設等の木造・木質化等
- 5 学校林や やまほいくのフィールド整備
- 6 まちなかの緑・街路樹の整備

III 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業者への支援

- 新 7 森林サービス産業など森林の多面的利用の支援
- 新 8 多様な林業の担い手の確保・育成

IV 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決

- 9 ライフライン等保全対策
- 10 河川沿いの支障木等伐採
- 11 観光地の景観や緩衝帯の整備
- 12 病害虫被害対策

V 13 普及啓発、評価検証

1

令和5年度以降の森林づくり県民税を活用した取組の概要（案） （詳細）

I 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

- 新 1 再造林の加速化
☐再造林等の高上げ補助により主伐・再造林を促進し若い森林への更新を加速化
- 2 防災・減災のための里山整備
☐土砂災害や流木被害等を防止するための里山の間伐等整備

II 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

- 新 3 県民が広く親しめる里山づくり
☐県民が広く利用できる「開かれた里山」の整備・仕組みづくり
- 4 広く県民が利用する施設等の木造・木質化等
☐県民が利用する公共施設の木造・木質化
☐民間施設や子どもが主に利用する施設の木造・木質化
- 5 やまほいくのフィールドや学校林の整備等
☐信州やまほいく認定園のフィールド整備
☐学校林の整備支援
- 6 まちなかの緑・街路樹の整備
☐信州まちなかグリーンインフラ推進計画に基づくまちなかの緑化・整備
☐街路樹の整備支援

III 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業者への支援

- 新 7 森林サービス産業など森林の多面的利用の支援
☐森林の健康利用や森林環境教育、観光利用等に取り組む団体の活動支援
☐森林を活用した新たなビジネスの起業支援
☐森林（もり）の里親契約の促進（企業と地域のマッチング）
☐森林セラピーやエコツーリズム等のガイド、森林環境教育等の指導者、里山管理人材等の育成
- 新 8 多様な林業の担い手の確保・育成
☐森林・林業に関わる人材の裾野拡大
☐他産業との兼業や季節的な雇用など多様な林業の担い手への支援

IV 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決

市町村への定額配分による「森林づくり推進支援金」に替え、地域において必要度の高い事業をメニュー化して支援

- 9 ライフライン等保全対策
- 10 河川沿いの支障木等伐採
- 11 観光地の景観や緩衝帯の整備
- 12 病害虫被害対策

V 13 普及啓発、評価検証

- ☐県民会議の運営など森林税の普及啓発
- ☐事業の評価・検証

2

I 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

1【新】再造林の加速化

目的：2050ゼロカーボンの実現に向け、民有林人工林の8割が50年生を超える本県の森林がCO2吸収機能を発揮できるよう、国庫補助事業と森林税を組み合わせることで活用することにより、若い森林への更新を加速化

目指す姿：計画的な主伐・再造林により資源の循環利用を行う森林（地形や道路からの距離などの条件から算定した効率的な施業が可能な森林）を約10万haと想定し、今後10年かけて80年サイクルで更新する仕組みを構築
→ 当面5年後（R9）の再造林面積を年間1,000haとする（10年後には年間1,250haへ）

- 再造林とその後の下刈り等に必用な経費を支援。併せて省力化・効率化等の取組を推進
推進する取組例：①造林の省力化・効率化の推進 ②森林所有者との森林整備協定の締結 ③地域材の安定供給のための取引協定の締結 ④環境配慮の推進（生物多様性に配慮） ⑤獣害対策の推進（捕獲従事者と連携・協力したシカ捕獲の推進など）等
- 森林税を活用し、5年間で2,900haの再造林等を支援

○ 補助率等

・補助率：10/10（国庫及び一財 7/10、森林税 3/10） ・森林税：11.3億円

現状



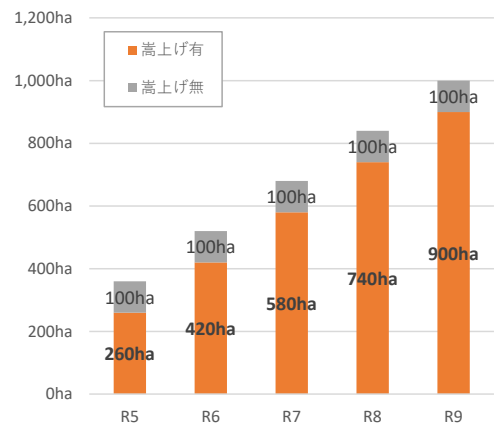
森林の適切な更新

- ①再造林や下刈りは労働強度が高く主伐・再造林が進まない要因の一つ
- ②森林所有者にとって主伐後の再造林は、金銭面など不安が多い
- ③伐採された木材が安定した量、価格で取引される仕組みも重要

森林税の活用



今後5年間の再造林面積のイメージ



主伐・再造林を加速化

3

I 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり

2 防災・減災のための里山整備

目的：各地で頻発している土砂災害や流木被害等を防止するための里山整備の実施

目指す姿：防災・減災のための里山の間伐（第3期までの未整備分）：概ね1,500ha/5年間

○ 事業概要

- ・防災・減災のための間伐等の里山整備

○ 補助率等

- ・補助率：9/10※

国庫補助金の要件緩和（面積要件等）により、一部の里山整備事業で国庫を活用する。

※国庫補助金の活用箇所の財源は、国庫及び一財 7/10、森林税 2/10

- ・森林税：4.3億円



防災・減災のための里山整備（集落上部の間伐）

II 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり

3【新】県民が広く親しめる里山づくり

目的：多くの県民や県外から長野県に訪れる方が利用できる「開かれた里山」の仕組みづくり

目指す姿：これまで地域が自ら整備に取り組んできた里山の質を向上させ、より多くの方に利用されること
→ 県民等が広く利用できる里山を県内各地域に整備：概ね50箇所/5年間

○ 事業概要

- ・広く県民が親しめる里山に向けた、修景林間整備、歩道開設、花木植栽、ソフト支援等
- ・開かれた里山についての周知（情報提供）の仕組みや利用ルールについての検討

○ 補助率等

- ・補助率：9/10
- ・森林税：2.8億円



子どもたちの活動場所「わんぱく広場」の整備（須坂市 離山）

Ⅲ 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援

7【新】森林サービス産業など森林の多面的利活用

目的：健康・教育・観光等の多様な分野で森林空間を活用することで交流人口を増加

目指す姿：地域主体の質の高いサービスを提供することで、山村地域の内発的な発展を推進
→ 森林サービス産業に取り組む地域プロジェクト数：概ね50プロジェクト/5年間 等

○事業概要

森林の多様な利活用を推進するための人材育成やNPO等の団体活動、企業連携、創業など、森林の利活用に関する活動を支援

■森林の利活用

- 森林を健康・教育・観光等の多様な分野で利活用する「森林サービス産業」に取り組む団体等への支援
- 森林を活用した新たなビジネスを立ち上げるためのスタートアップ支援（森林のMTB利用など）
- 企業との連携による森林整備や利活用の促進（企業と地域とのマッチング）

■人材の育成

- 森林セラピーやエコツーリズム、環境教育のコーディネーター・ガイド・指導者等の育成
- 里山の整備や利活用をリードする指導的な人材の育成

○補助率等

上記業務を一括して支援する団体（民間団体等）に事業委託予定
・補助率：ソフト定額、ハード1/2
・森林税：1.6億円（森林サービス産業：1.5億円、エコツーリズム：0.1億円）



多様化・高度化する森林の利用形態（事例）

健康

- 森林セラピー
- クアオルト
- 森林浴



教育

- 森林環境教育（幼少期から小中高校）
- 自然体験（生涯学習）



観光

- キャンプ、ゲラビング
- フォレスト・アドベンチャー
- MTB、トレイルラン



企業活動

- 森林の里親（支援活動）
- 森林ボランティア
- 社員研修



5

Ⅲ 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援

8【新】多様な林業の担い手の確保・育成

目的：多様な林業の担い手である小規模事業者の活動を支援するとともに、林業の認知度の向上により、新規就業につながり得る潜在的な就業希望者を拡大

目指す姿：多様な人材による森林・林業への関わりの拡大、小規模事業者の機動性を活かした他産業との兼業や季節的な雇用など林業への多様な関わり方の定着
→ 多様な林業に関わる新規就業者数：概ね200人/5年間

○事業概要

職業としての「林業」の認知度の向上により、潜在的な新規就業者の拡大に取り組むとともに、小規模林業事業者に対する人材確保策対策を講じることで、林業を支える裾野の担い手となる就業者を確保

■森林・林業に関わる人材の裾野拡大

- 中学校における職業体験
- 林業関連イベントや就業希望者等への体験活動

■多様な林業の担い手への支援

- 他産業との兼業や林福連携に取り組む事業者に対する給付金
- 就業に必要な装備品等に対する準備金の支給
- 特別教育や特殊検診等の職場環境の改善を図る事業者の支援

○補助率等

上記業務を一括して支援する団体（民間団体等）に事業委託予定
・補助率：定額
・森林税：1.0億円



林業職業体験、認知度向上

- 林業イベントの開催
- 中学校職業体験

林業への就業

多様な林業の担い手

いわゆる林業事業者

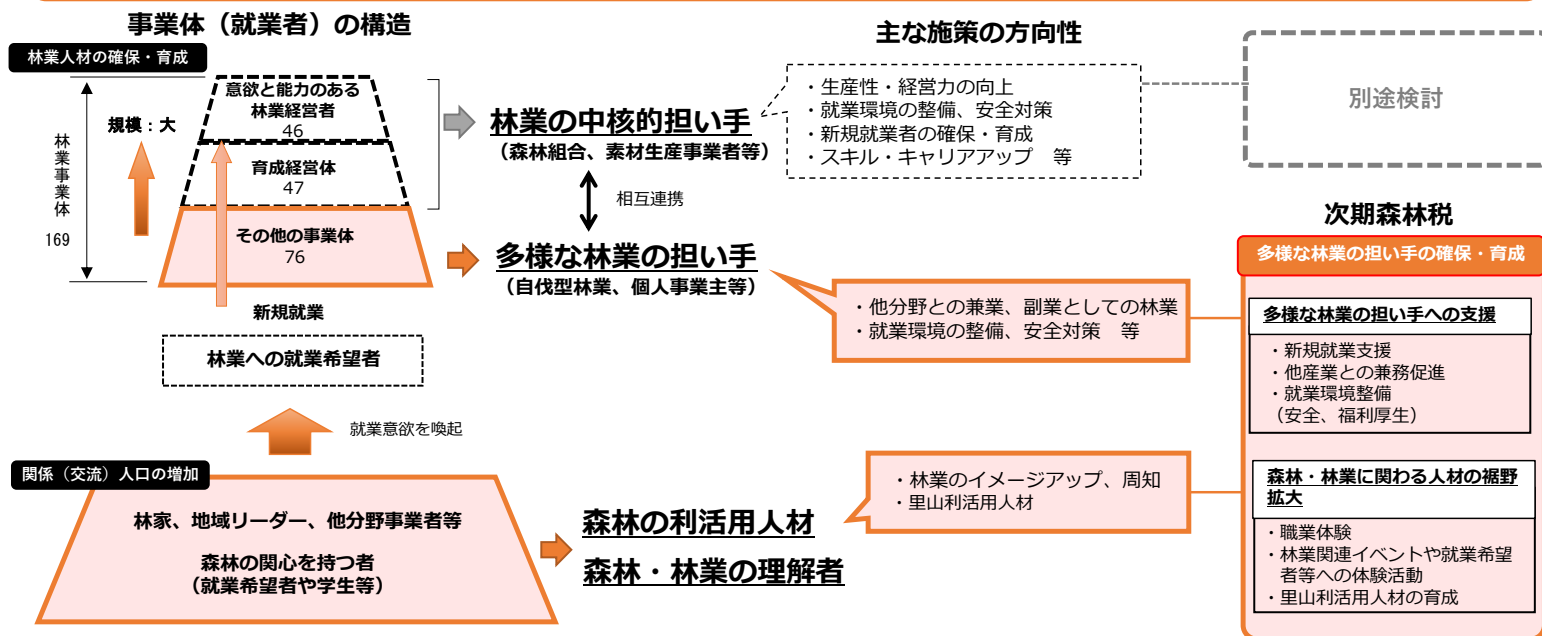
- 【雇用形態】**
 - 兼業等多様な働き方
- 【育成人材】**
 - 保育作業等地域の課題に対応できる従事者
- 【福利厚生】**
 - 特殊検診・蜂アレルギー
- 【安全対策】**
 - 特別教育
 - 巡回指導、装備品等
- 【スキルアップ】**
 - 労働安全
 - 幅広い技術習得

- 【雇用形態】**
 - 基本的に通年雇用
- 【育成人材】**
 - 主に素材生産従事者
- 【福利厚生】**
 - 特殊検診・蜂アレルギー
 - 退職金制度加入促進
- 【安全対策】**
 - 特別教育、資格取得
 - 巡回指導、装備品等
- 【スキルアップ】**
 - 労働安全
 - 生産性・経営力向上
- 【キャリアアップ】**
 - 管理者、経営者

他の補助制度の対象とならない事業者の支援

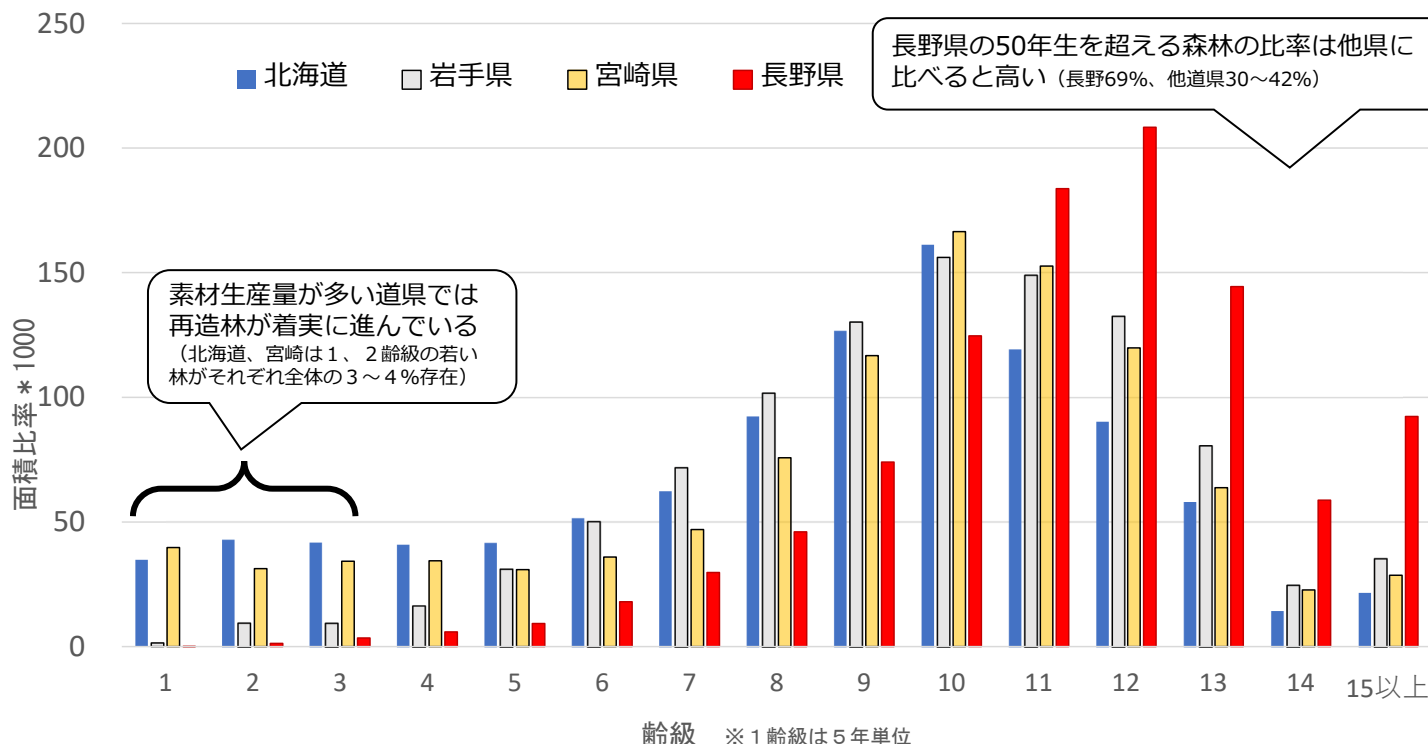
林業における担い手の確保・育成

- 林業の就業者育成・確保施策は、一定規模を有し生産性の向上を目指す「意欲と能力のある林業経営者」と「育成経営体」に集中している。
- 一方で、小規模で地域の需要に柔軟に対応できる個人事業者等は、林業への新規参入が比較的容易で、他産業との兼業などにより、保育作業など地域の林業を支える重要な担い手となり得るが、支援策が手薄なため新規就業促進や就業環境改善等の支援策を措置
- また、多様化する森林へのニーズに対応し、山村地域の交流人口の増加を図るとともに、将来の林業就業者となり得る理解者の裾野の拡大に向けた支援策を措置



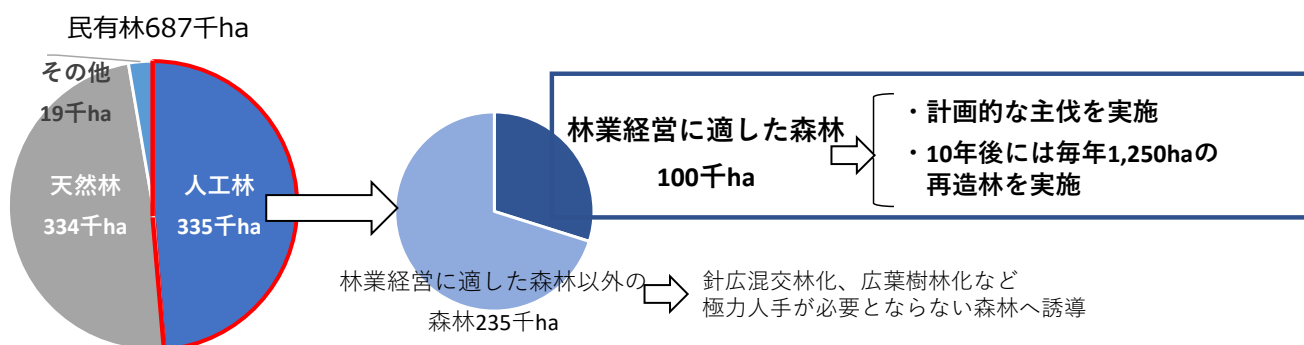
【資料編】 民有林人工林の齢級構成の他県との比較

（2017年時点。素材生産量上位3道県と面積比で比較）

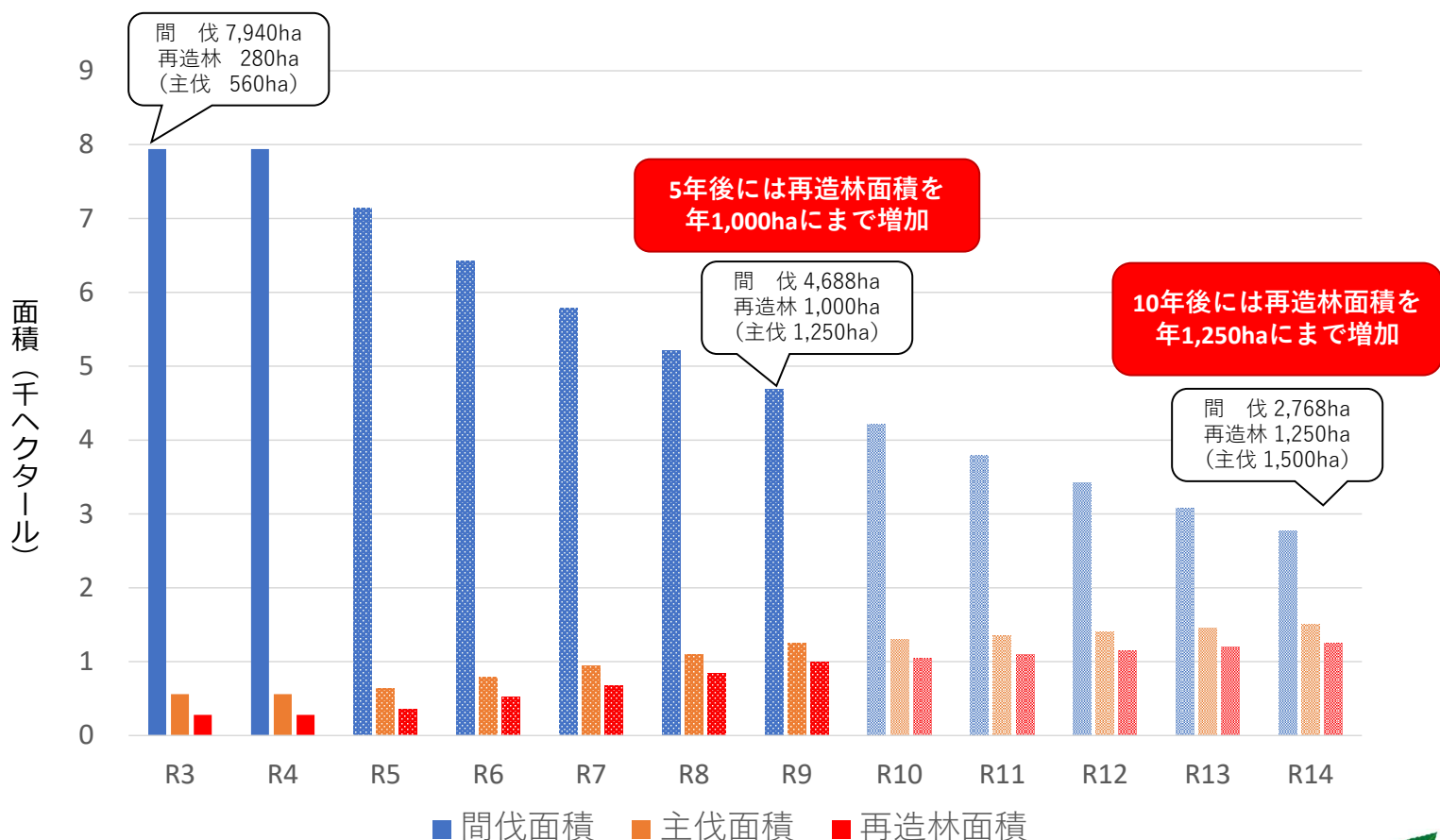


出典：林野庁 森林資源現況調査（平成29年3月31日現在）を基に林務部で作成

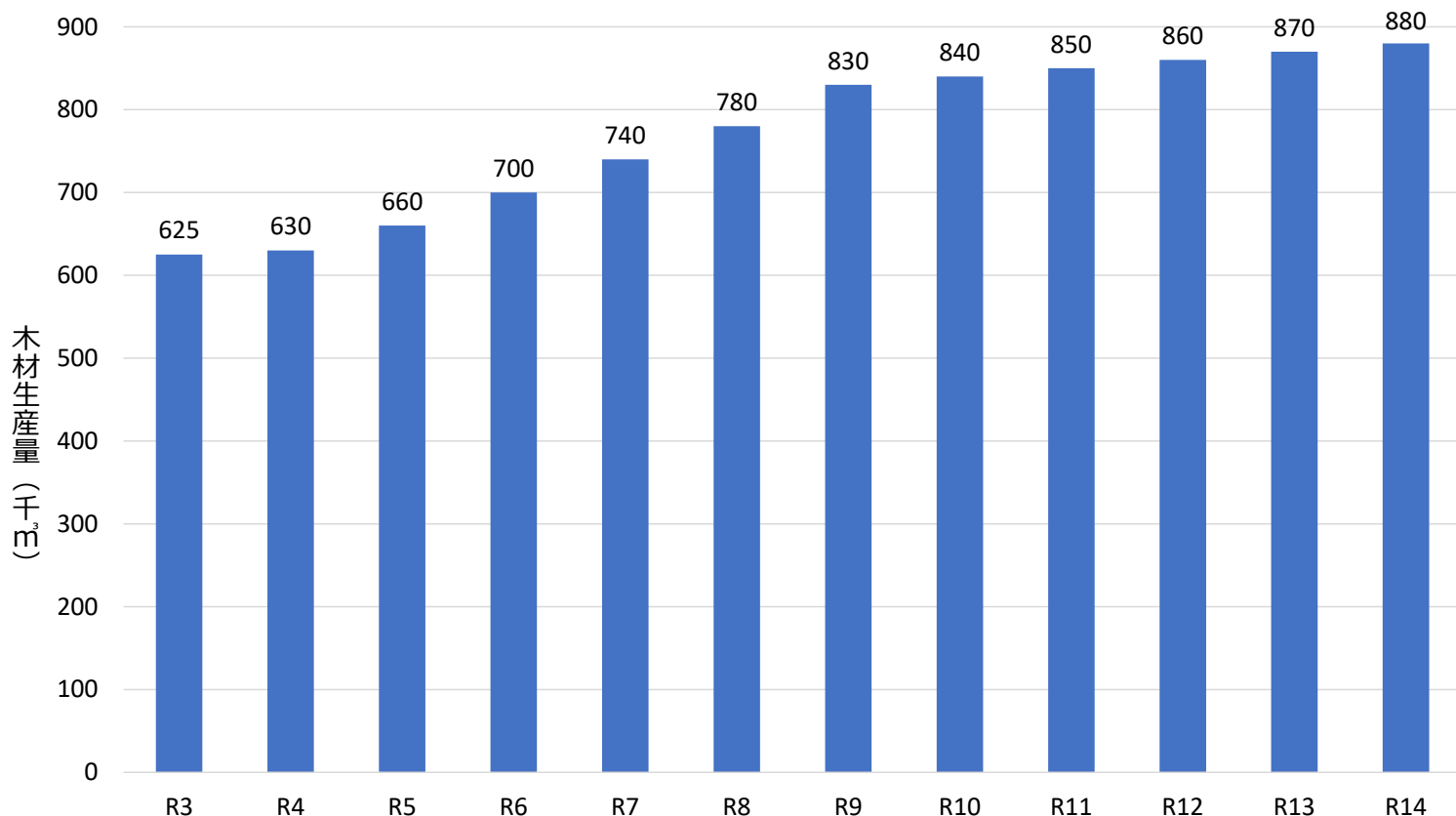
- 地形（平均傾斜30度以下）や道路からの距離（200m以内）などの条件から、民有林人工林33万5千ヘクタールのうち約10万ヘクタールを「林業経営に適した森林」に設定（市町村森林整備計画の「特に効率的な施業が可能な森林」等に位置づけ）
- 「林業経営に適した森林」では計画的な主伐に加えて、主伐後の再造林を毎年1,250ヘクタール程度実施し、将来にわたって木材生産が可能となるような森林づくりに取り組む。（実際に主伐を行う時期は樹種や成長度合い、木材の需要等により違いがあるが、大径材の生産が可能な80年のサイクルを念頭に毎年1,250haの再造林を想定）



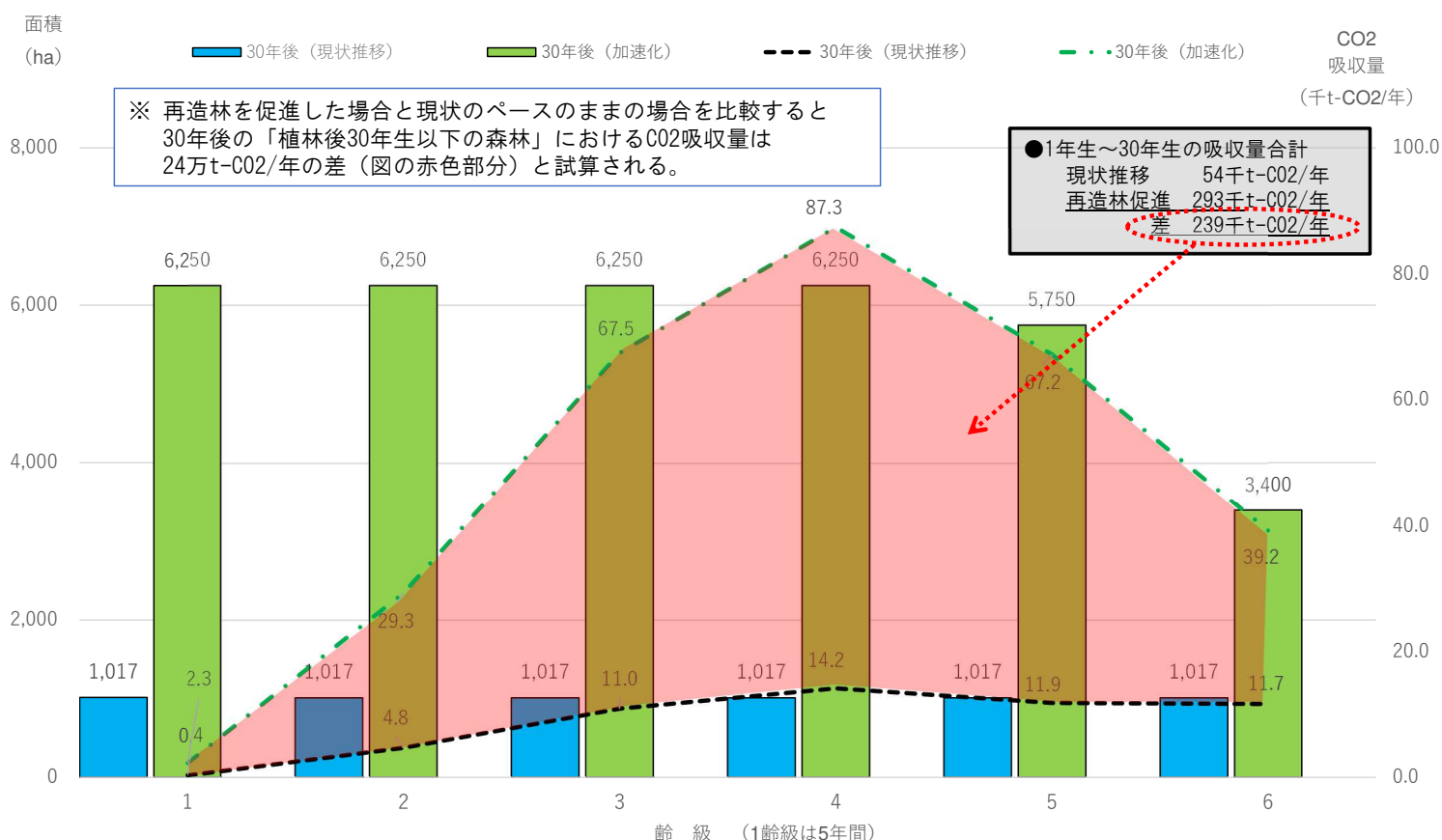
【資料編】 ～ 今後の再造林面積等の推移見込み



【資料編】 ～ 主伐・再造林を促進した場合の木材生産量のシミュレーション



【資料編】 ～ 30年後の二酸化炭素吸収量の比較（試算）



長野県森林づくり県民税についてのアンケート

＜個人調査 概要＞

1 調査概要

（１）調査の目的

森林づくり県民税のこれまでの取組の評価や意見を把握し、今後の方向性を考える上での参考資料とするため。

（２）調査方式

調査票によるアンケート調査

（３）調査対象

長野県内の個人	3,030 人
回収数	1,008 人
回収率	33.3%

（４）主な調査事項

- ①回答者の概要について
- ②森林づくり県民税の継続について
- ③森林づくり県民税を活用した大切な取組について
- ④森林づくり県民税を継続した場合の金額と期間について
- ⑤森林づくり県民税を継続すべきでない理由について

（５）調査の実施期間

令和４年７月２９日（金）から８月３１日（水）まで

（６）その他

構成比の合計は、四捨五入の結果 100.0 にならない場合がある。また、複数回答の場合は、100.0 を超える場合がある。

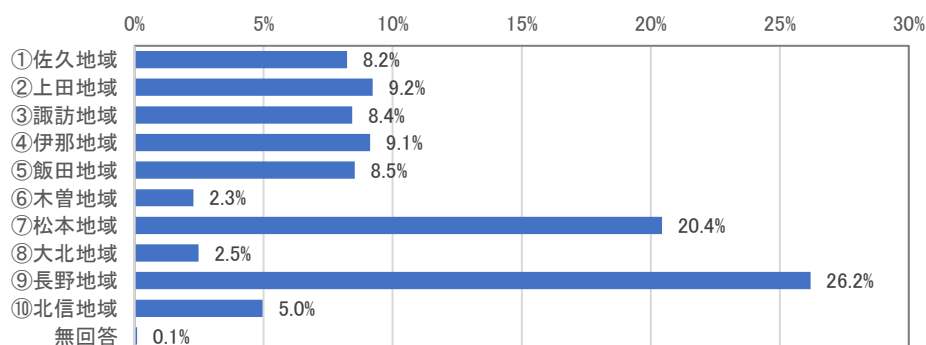
2 調査結果

問1 あなた(ご回答いただく方)が居住する地域について

あなたがお住まいの地域を、次の中から1つお選びください。

	合計	① 佐久地域	② 上田地域	③ 諏訪地域	④ 伊那地域	⑤ 飯田地域	⑥ 木曽地域	⑦ 松本地域	⑧ 大北地域	⑨ 長野地域	⑩ 北信地域	無回答
回答数	1,008	83	93	85	92	86	23	206	25	264	50	1
割合	100.0%	8.2%	9.2%	8.4%	9.1%	8.5%	2.3%	20.4%	2.5%	26.2%	5.0%	0.1%

回答者の住まいは、「長野地域」（26.2%）が最も多く、次に「松本地域」（20.4%）となる。

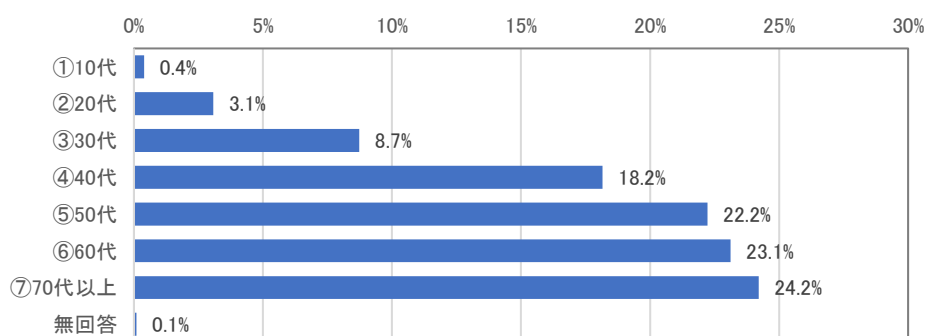


問2 あなた(ご回答いただく方)の年齢について

あなたの年齢について、次の中から1つお選びください。

	合計	①10代	②20代	③30代	④40代	⑤50代	⑥60代	⑦70代以上	無回答
回答数	1,008	4	31	88	183	224	233	244	1
割合	100.0%	0.4%	3.1%	8.7%	18.2%	22.2%	23.1%	24.2%	0.1%

回答者の年代は、「70代以上」（24.2%）が最も多い。次に、「60代」（23.1%）、「50代」（22.2%）、「40代」（18.2%）と続いている。



問3 森林づくり県民税の認知度について

長野県では、平成 20 年度から森林づくり県民税を導入しています。

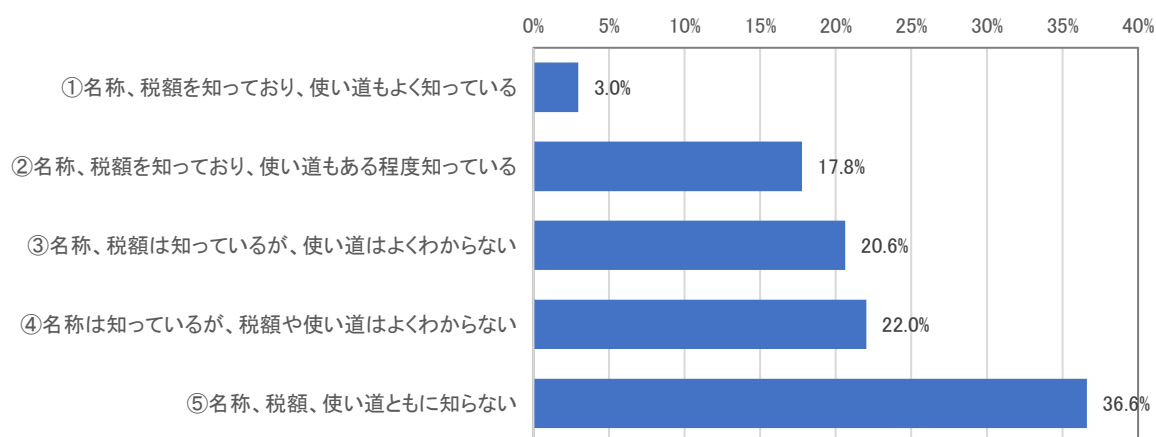
あなたは、以前から、森林づくり県民税の名称、税額、使い道をご存知でしたか？

次の中から1つお選びください。

	合計	① 名称、税額を知っており、使い道もよく知っている	② 名称、税額を知っており、使い道もある程度知っている	③ 名称、税額は知っているが、使い道はよくわからない	④ 名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない	⑤ 名称、税額、使い道ともに知らない
回答数	1,008	30	179	208	222	369
割合	100.0%	3.0%	17.8%	20.6%	22.0%	36.6%

認知度については、「名称、税額、使い道ともに知らない」（36.6%）が約4割と最も多い。次に、「名称は知っているが、税額や使い道はよくわからない」（22.0%）、「名称、税額は知っているが、使い道はよくわからない」（20.6%）と続いている。

「名称、税額を知っており、使い道もよく知っている」（3.0%）及び「名称、税額を知っており、使い道もある程度知っている」（17.8%）という名称、税額だけでなく内容まである程度理解している割合は、合計で 20.8%、約2割となる。



問4 森林づくり県民税の継続について

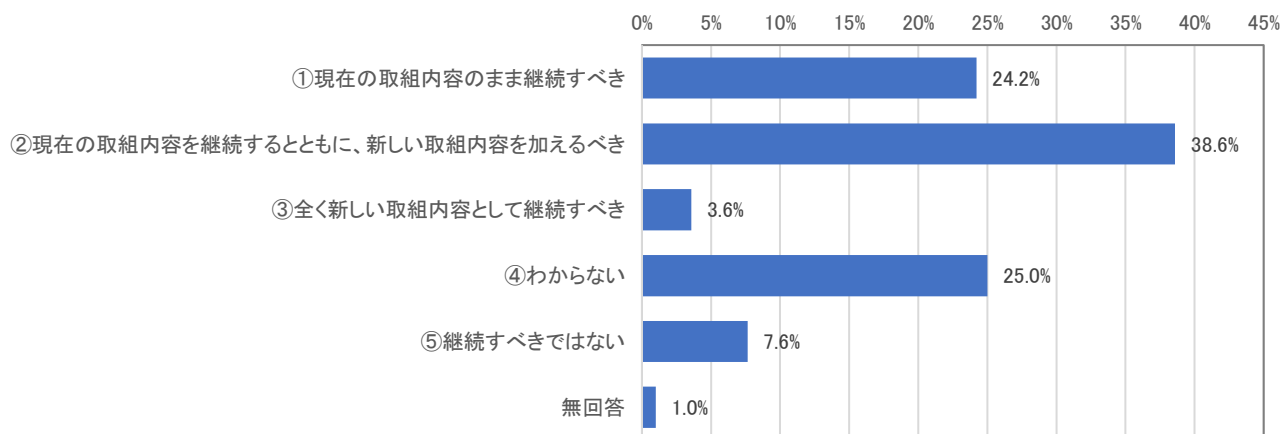
現在の森林づくり県民税は、平成30年度から令和4年度までの5年間が実施期間で今年度が最終年度です。

あなたは、令和5年度以降の森林づくり県民税の継続についてどのようにお考えですか？

次の中から1つお選びください。

	合計	① 現在の取組内容のまま継続すべき	② 現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき	③ 全く新しい取組内容として継続すべき	④ わからない	⑤ 継続すべきではない	無回答
回答数	1,008	244	389	36	252	77	10
割合	100.0%	24.2%	38.6%	3.6%	25.0%	7.6%	1.0%

森林づくり県民税の継続については、「現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき」（38.6%）が約4割と、最も多い。次に、「わからない」（25.0%）、「現在の取組内容のまま継続すべき」（24.2%）と続いている。

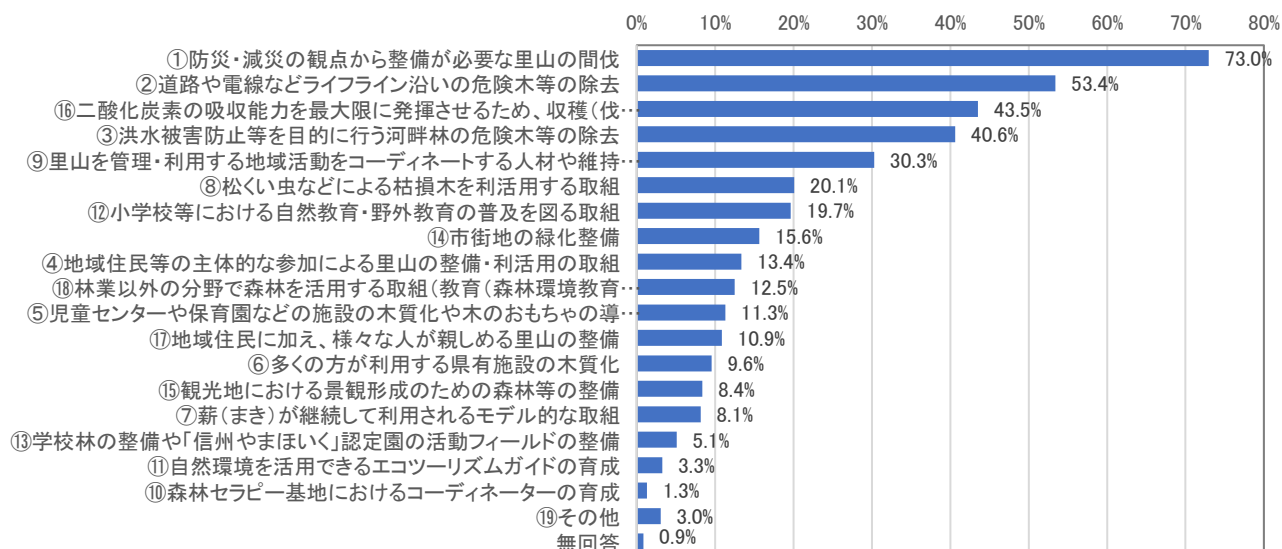


問5 森林づくり県民税を活用した大切な取組について

森林づくり県民税で取り組むべき内容について、あなたが大切だと思う取組を、次の中から4つまでお選びください。

選択肢	回答数	割合
①防災・減災の観点から整備が必要な里山の間伐	672	73.0%
②道路や電線などライフライン沿いの危険木等の除去	492	53.4%
③洪水被害防止等を目的に行う河畔林の危険木等の除去	374	40.6%
④地域住民等の主体的な参加による里山の整備・利活用の取組	123	13.4%
⑤児童センターや保育園などの施設の木質化や木のおもちゃの導入の取組	104	11.3%
⑥多くの方が利用する県有施設の木質化	88	9.6%
⑦薪（まき）が継続して利用されるモデル的な取組	75	8.1%
⑧松くい虫などによる枯損木を利活用する取組	185	20.1%
⑨里山を管理・利用する地域活動をコーディネートする人材や維持管理する人材の育成	279	30.3%
⑩森林セラピー基地におけるコーディネーターの育成	12	1.3%
⑪自然環境を活用できるエコツーリズムガイドの育成	30	3.3%
⑫小学校等における自然教育・野外教育の普及を図る取組	181	19.7%
⑬学校林の整備や「信州やまほいく」認定園の活動フィールドの整備	47	5.1%
⑭市街地の緑化整備	144	15.6%
⑮観光地における景観形成のための森林等の整備	77	8.4%
⑯二酸化炭素の吸収能力を最大限に発揮させるため、収穫（伐採）後の森林に再び木を植えるといった取組	401	43.5%
⑰地域住民に加え、様々な人が親しめる里山の整備	100	10.9%
⑱林業以外の分野で森林を活用する取組（教育（森林環境教育等）や健康（森林セラピー等）、観光（キャンプ等）などの観点での利用）	115	12.5%
⑲その他	28	3.0%
無回答	8	0.9%
対象	921	—

森林づくり県民税で取り組むべき内容について大切だと思う取組は、「防災・減災の観点から整備が必要な里山の間伐」（73.0%）が約7割と最も多い。次に、「道路や電線などライフライン沿いの危険木等の除去」（53.4%）、「二酸化炭素の吸収能力を最大限に発揮させるため、収穫（伐採）後の森林に再び木を植えるといった取組」（43.5%）、「洪水被害防止等を目的に行う河畔林の危険木等の除去」（40.6%）と続いている。



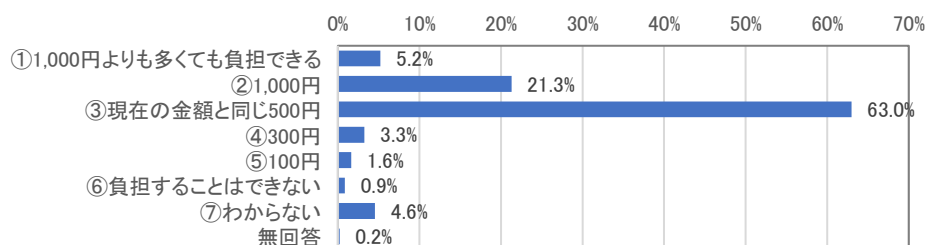
問6 森林づくり県民税を継続した場合の金額について

現在の森林づくり県民税では、県内にお住まいの方のうち個人県民税をご負担いただいている皆様から、お一人あたり年額 500 円をいただいています。

仮に森林づくり県民税を継続する場合、あなたは年間どの程度の金額まで負担することができるとお考えですか？ 次の中から1つお選びください。

	合計	① 1,000 円よりも多くても負担できる	② 1,000 円	③ 現在の金額と同じ 500 円	④ 300 円	⑤ 100 円	⑥ 負担することはできない	⑦ わからない	無回答
回答数	921	48	196	580	30	15	8	42	2
割合	100.0%	5.2%	21.3%	63.0%	3.3%	1.6%	0.9%	4.6%	0.2%

森林づくり県民税を継続した場合の金額は、「現在の金額と同じ 500 円」（63.0%）が約 6 割と最も多い。次に、「1,000 円」（21.3%）、「1,000 円よりも多くても負担できる」（5.2%）と続いている。



問7 森林づくり県民税を継続した場合の期間について

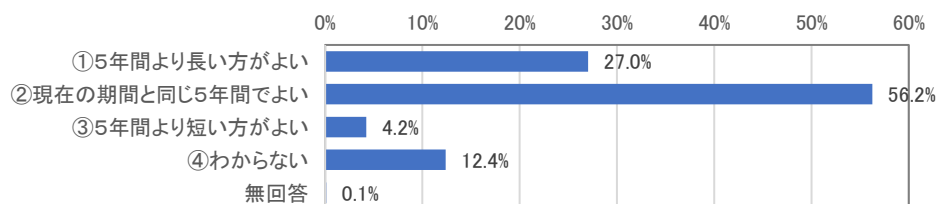
現在の森林づくり県民税は、平成 30 年度から令和4年度までの5年間が実施期間です。

仮に森林づくり県民税を継続する場合、あなたは継続する期間についてどのようにお考えですか？

次の中から1つお選びください。

	合計	① 5年間より長い方がよい	② 現在の期間と同じ5年間でよい	③ 5年間より短い方がよい	④ わからない	無回答
回答数	921	249	518	39	114	1
割合	100.0%	27.0%	56.2%	4.2%	12.4%	0.1%

森林づくり県民税を継続した場合の期間は、「現在の期間と同じ 5 年間でよい」（56.2%）が約 6 割と最も多い。次に、「5 年間より長い方がよい」（27.0%）、「わからない」（12.4%）と続いている。

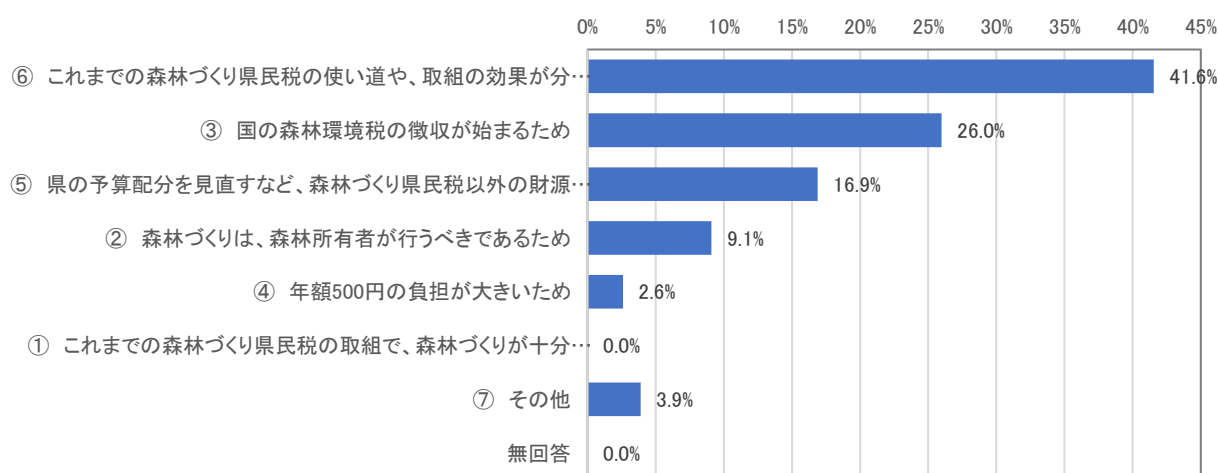


問8 森林づくり県民税を継続すべきでない理由について<問4で⑤を選ばれた方のみお答えください>

あなたが森林づくり県民税を「継続すべきではない」と考える最大の理由は何ですか？
次の中から1つお選びください。

	合計	① これまでの森林づくり県民税の取組で、森林づくりが十分に進んだため	② 森林づくりは、森林所有者が行うべきであるため	③ 国の森林環境税の徴収が始まるため	④ 年額500円の負担が大きい	⑤ 県の予算配分を見直すなど、森林づくり県民税以外の財源を森林づくりに使用すべきであるため	⑥ これまでの森林づくり県民税の使い道や、取組の効果が分かりにくい	⑦ その他
回答数	77	0	7	20	2	13	32	3
割合	100.0%	0.0%	9.1%	26.0%	2.6%	16.9%	41.6%	3.9%

「継続すべきではない」と考える最大の理由は、「これまでの森林づくり県民税の使い道や、取組の効果が分かりにくい」(41.6%)が約4割と最も多い。次に、「国の森林環境税の徴収が始まるため」(26.0%)、「県の予算配分を見直すなど、森林づくり県民税以外の財源を森林づくりに使用すべきであるため」(16.9%)と続いている。



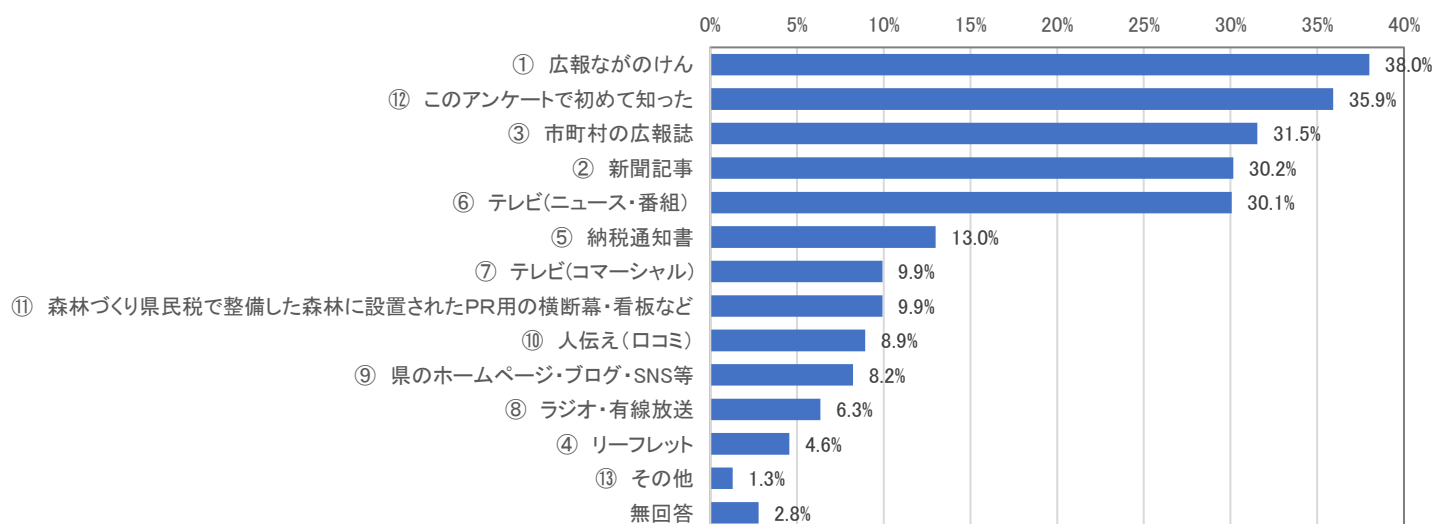
問9 森林づくり県民税の効果的な広報について

あなたは、これまで森林づくり県民税の名称、税額、使い道などを、どのような媒体でお知りになりましたか？

これまでに森林づくり県民税について見たり聞いたりしたことがある項目を、次の中から全てお選びください。

選択肢	回答数	割合
① 広報ながのけん	383	38.0%
② 新聞記事	304	30.2%
③ 市町村の広報誌	318	31.5%
④ リーフレット	46	4.6%
⑤ 納税通知書	131	13.0%
⑥ テレビ(ニュース・番組)	303	30.1%
⑦ テレビ(コマーシャル)	100	9.9%
⑧ ラジオ・有線放送	64	6.3%
⑨ 県のホームページ・ブログ・SNS等	83	8.2%
⑩ 人伝え(口コミ)	90	8.9%
⑪ 森林づくり県民税で整備した森林に設置されたPR用の横断幕・看板など	100	9.9%
⑫ このアンケートで初めて知った	362	35.9%
⑬ その他	13	1.3%
無回答	28	2.8%
対象	1,008	-

森林づくり県民税について知った媒体としては、「広報ながのけん」(38.0%)が約4割と最も多い。次に、「このアンケートで初めて知った」(35.9%)、「市町村の広報誌」(31.5%)、「新聞記事」(30.2%)、「テレビ(ニュース・番組)」(30.1%)と続いている。



長野県森林づくり県民税についてのアンケート

＜企業調査 概要＞

1 調査概要

（１）調査の目的

森林づくり県民税のこれまでの取組の評価や意見を把握し、今後の方向性を考える上での参考資料とするため。

（２）調査方式

調査票によるアンケート調査

（３）調査対象

長野県経営者協会加盟事業所	616 事業所
回収数	272 事業所
回収率	44.2%

（４）主な調査事項

- ①回答企業の概要について
- ②森林づくり県民税の継続について
- ③森林づくり県民税を活用した大切な取組について
- ④森林づくり県民税を継続した場合の金額と期間について
- ⑤森林づくり県民税を継続すべきでない理由について

（５）調査の実施期間

令和４年７月２９日（金）から８月３１日（水）まで

（６）その他

構成比の合計は、四捨五入の結果 100.0 にならない場合がある。また、複数回答の場合は、100.0 を超える場合がある。

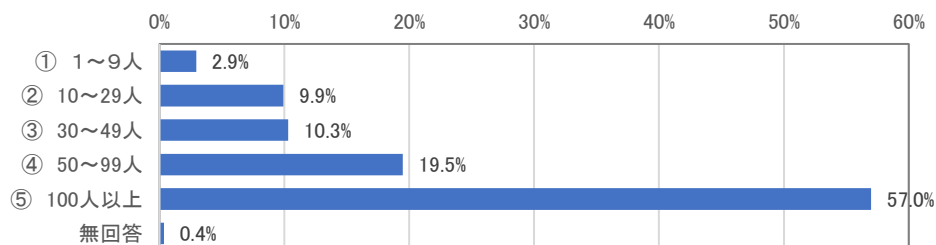
2 調査結果

問1 従業員数について

貴社の従業員数について、次の中から1つお選びください。

選択肢	回答数	割合
① 1～9人	8	2.9%
② 10～29人	27	9.9%
③ 30～49人	28	10.3%
④ 50～99人	53	19.5%
⑤ 100人以上	155	57.0%
無回答	1	0.4%
合計	272	100.0%

回答企業の従業員数は、「100人以上」（57.0%）が約6割と最も多い。

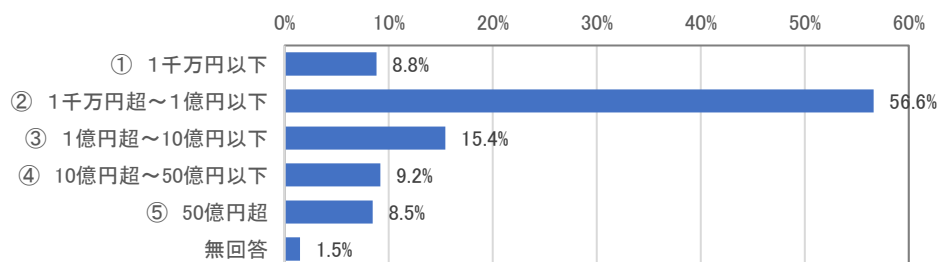


問2 資本金について

貴社の資本金額について、次の中から1つお選びください。

選択肢	回答数	割合
① 1千万円以下	24	8.8%
② 1千万円超～1億円以下	154	56.6%
③ 1億円超～10億円以下	42	15.4%
④ 10億円超～50億円以下	25	9.2%
⑤ 50億円超	23	8.5%
無回答	4	1.5%
合計	272	100.0%

資本金は、「1千万円超～1億円以下」（56.6%）が約6割と最も多い。次に、「1億円超～10億円以下」（15.4%）、「10億円超～50億円以下」（9.2%）と続いている。

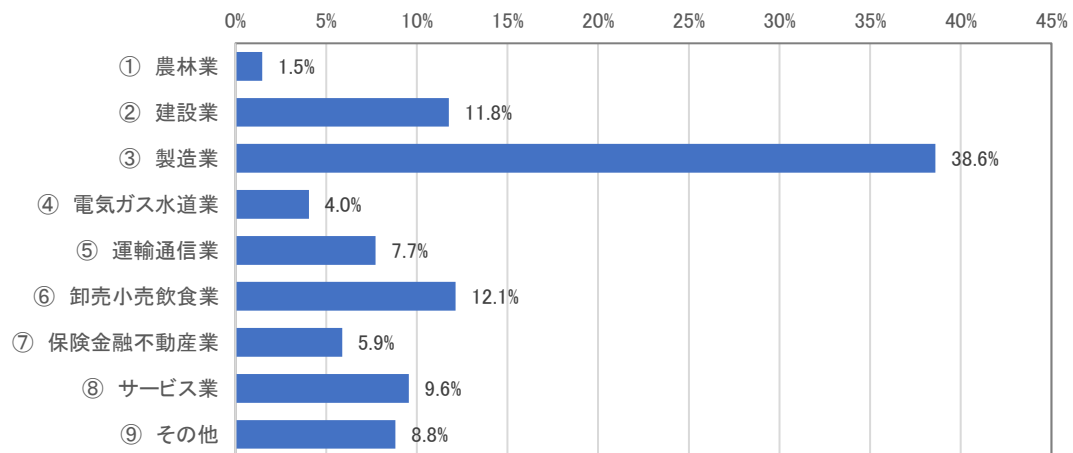


問3 業種について

貴社の業種について、次の中から1つお選びください。
 (複数の業種をお持ちの場合は、収入が多いなど、主たる業種の方をお選びください。)

選択肢	回答数	割合
① 農林業	4	1.5%
② 建設業	32	11.8%
③ 製造業	105	38.6%
④ 電気ガス水道業	11	4.0%
⑤ 運輸通信業	21	7.7%
⑥ 卸売小売飲食業	33	12.1%
⑦ 保険金融不動産業	16	5.9%
⑧ サービス業	26	9.6%
⑨ その他	24	8.8%
合計	272	100.0%

業種は、「製造業」(38.6%)が約4割と最も多い。次に、「卸売小売飲食業」(12.1%)、「建設業」(11.8%)と続いている。



問4 森林づくり県民税の継続について

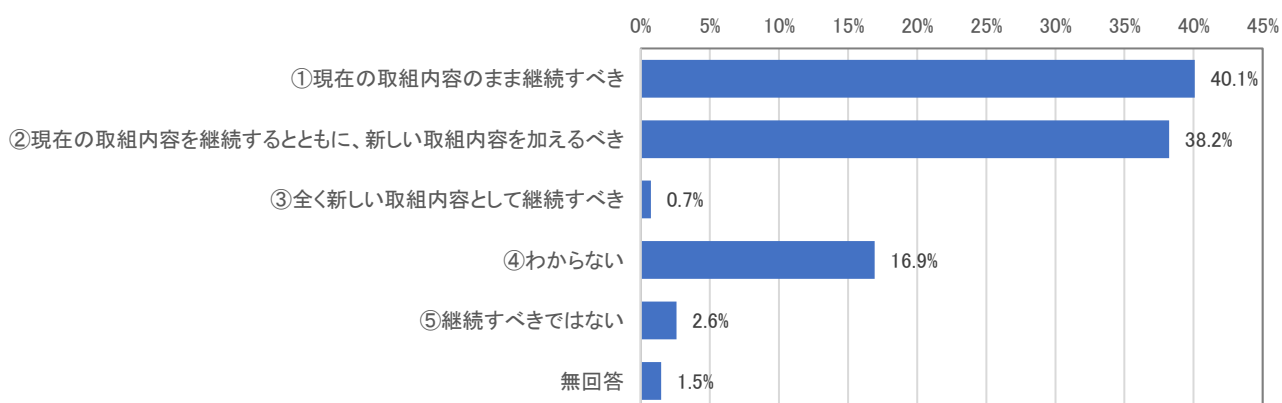
現在の森林づくり県民税は、平成30年度から令和4年度までの5年間が実施期間で今年度が最終年度です。

貴社は、令和5年度以降の森林づくり県民税の継続についてどのようにお考えですか？

次の中から1つお選びください。

選択肢	回答数	割合
① 現在の取組内容のまま継続すべき	109	40.1%
② 現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき	104	38.2%
③ 全く新しい取組内容として継続すべき	2	0.7%
④ わからない	46	16.9%
⑤ 継続すべきではない	7	2.6%
無回答	4	1.5%
合計	272	100.0%

森林づくり県民税の継続については、「現在の取組内容のまま継続すべき」（40.1%）と「現在の取組内容を継続するとともに、新しい取組内容を加えるべき」（38.2%）が約4割となる。一方、「わからない」（16.9%）は約2割となる。

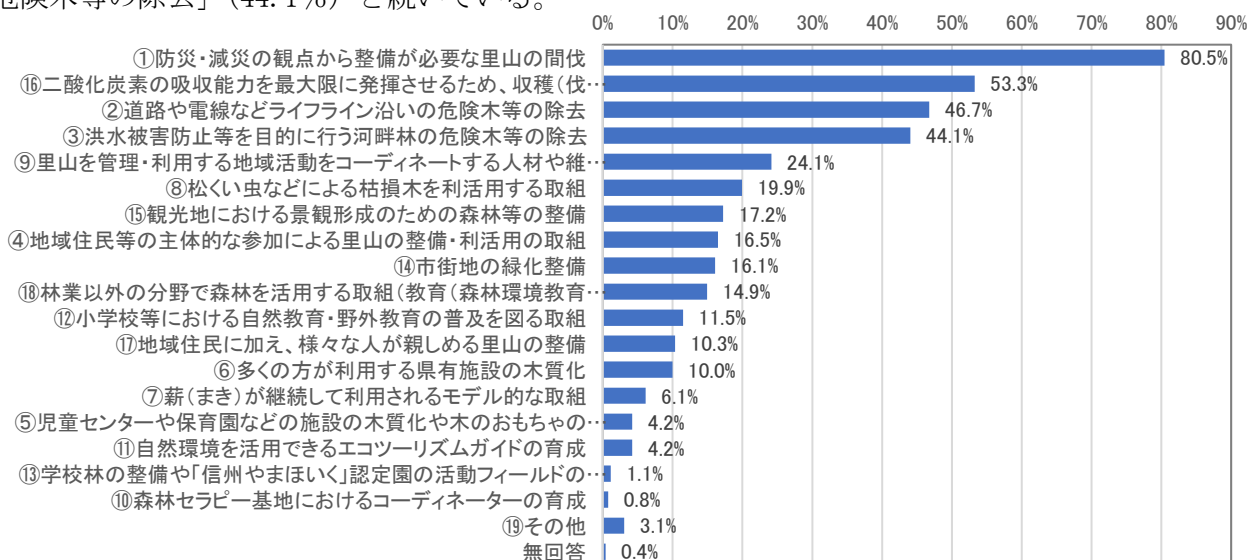


問5 森林づくり県民税を活用した大切な取組について

森林づくり県民税で取り組むべき内容について、貴社が大切だと思う取組を、次の中から4つまでお選びください。

選択肢	回答数	割合
①防災・減災の観点から整備が必要な里山の間伐	210	80.5%
②道路や電線などライフライン沿いの危険木等の除去	122	46.7%
③洪水被害防止等を目的に行う河畔林の危険木等の除去	115	44.1%
④地域住民等の主体的な参加による里山の整備・利活用の取組	43	16.5%
⑤児童センターや保育園などの施設の木質化や木のおもちゃの導入の取組	11	4.2%
⑥多くの方が利用する県有施設の木質化	26	10.0%
⑦薪（まき）が継続して利用されるモデル的な取組	16	6.1%
⑧松くい虫などによる枯損木を利活用する取組	52	19.9%
⑨里山を管理・利用する地域活動をコーディネートする人材や維持管理する人材の育成	63	24.1%
⑩森林セラピー基地におけるコーディネーターの育成	2	0.8%
⑪自然環境を活用できるエコツーリズムガイドの育成	11	4.2%
⑫小学校等における自然教育・野外教育の普及を図る取組	30	11.5%
⑬学校林の整備や「信州やまほいく」認定園の活動フィールドの整備	3	1.1%
⑭市街地の緑化整備	42	16.1%
⑮観光地における景観形成のための森林等の整備	45	17.2%
⑯二酸化炭素の吸収能力を最大限に発揮させるため、収穫（伐採）後の森林に再び木を植えるといった取組	139	53.3%
⑰地域住民に加え、様々な人が親しめる里山の整備	27	10.3%
⑱林業以外の分野で森林を活用する取組（教育（森林環境教育等）や健康（森林セラピー等）、観光（キャンプ等）などの観点での利用）	39	14.9%
⑲その他	8	3.1%
無回答	1	0.4%
対象	261	—

森林づくり県民税で取り組むべき内容について大切だと思う取組は、「防災・減災の観点から整備が必要な里山の間伐」（80.5%）が約8割と最も多い。次に、「二酸化炭素の吸収能力を最大限に発揮させるため、収穫（伐採）後の森林に再び木を植えるといった取組」（53.3%）、「道路や電線などライフライン沿いの危険木等の除去」（46.7%）、「洪水被害防止等を目的に行う河畔林の危険木等の除去」（44.1%）と続いている。



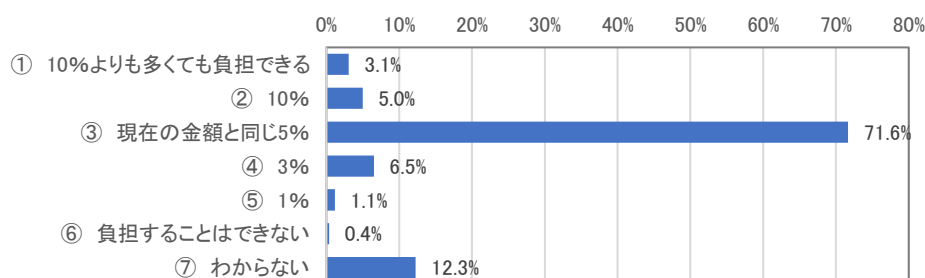
問6 森林づくり県民税を継続した場合の金額について

現在の森林づくり県民税では、法人の皆様から法人県民税の年額均等割額の5%をいただいています。

仮に森林づくり県民税を継続する場合、貴社は年間どの程度の金額まで負担することができるとお考えですか？ 次の中から1つお選びください。

選択肢	回答数	割合
① 10%よりも多くても負担できる	8	3.1%
② 10%	13	5.0%
③ 現在の金額と同じ5%	187	71.6%
④ 3%	17	6.5%
⑤ 1%	3	1.1%
⑥ 負担することはできない	1	0.4%
⑦ わからない	32	12.3%
合計	261	100.0%

森林づくり県民税を継続した場合の金額は、「現在の金額と同じ5%」（71.6%）が約7割と最も多い。



問7 森林づくり県民税を継続した場合の期間について

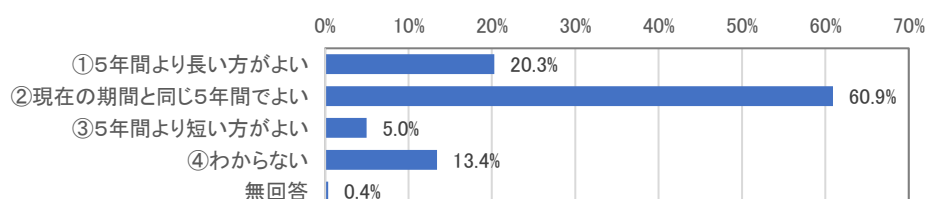
現在の森林づくり県民税は、平成30年度から令和4年度までの5年間が実施期間です。

仮に森林づくり県民税を継続する場合、貴社は継続する期間についてどのようにお考えですか？

次の中から1つお選びください。

選択肢	回答数	割合
① 5年間より長い方がよい	53	20.3%
② 現在の期間と同じ5年間でよい	159	60.9%
③ 5年間より短い方がよい	13	5.0%
④ わからない	35	13.4%
無回答	1	0.4%
合計	261	100.0%

森林づくり県民税を継続した場合の期間は、「現在の期間と同じ5年間でよい」（60.9%）が約6割と最も多い。次に、「5年間より長い方がよい」（20.3%）が続いている。

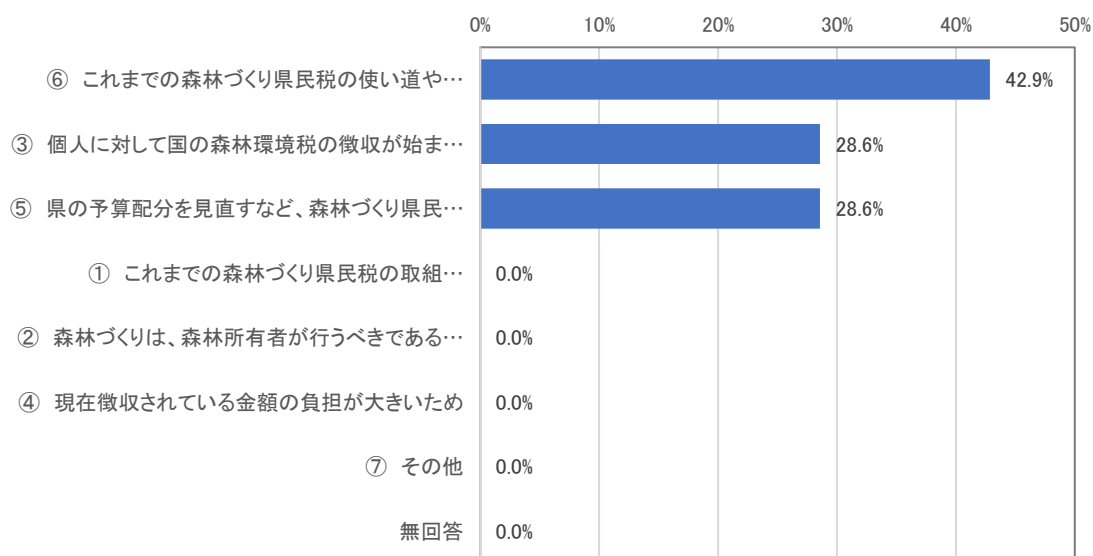


問8 森林づくり県民税を継続すべきでない理由について<問4で⑤を選ばれた方のみお答えください>

貴社が森林づくり県民税を「継続すべきではない」と考える最大の理由は何ですか？
次の中から1つお選びください。

選択肢	回答数	割合
① これまでの森林づくり県民税の取組で、森林づくりが十分に進んだため	0	0.0%
② 森林づくりは、森林所有者が行うべきであるため	0	0.0%
③ 個人に対して国の森林環境税の徴収が始まるため	2	28.6%
④ 現在徴収されている金額の負担が大きいため	0	0.0%
⑤ 県の予算配分を見直すなど、森林づくり県民税以外の財源を森林づくりに使用すべきであるため	2	28.6%
⑥ これまでの森林づくり県民税の使い道や、取組の効果が分かりにくい	3	42.9%
⑦ その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	7	-

「継続すべきではない」と考える最大の理由は、「これまでの森林づくり県民税の使い道や、取組の効果が分かりにくい」(42.9%)が3事業所で最も多い。次に、「国の森林環境税の徴収が始まるため」(28.6%)、及び、「県の予算配分を見直すなど、森林づくり県民税以外の財源を森林づくりに使用すべきであるため」(28.6%)が、それぞれ2事業所と同数となる。



調査票 個人

(回答は、電子申請もしくは、同封の返信用封筒での返送のどちらかをお選びください。
具体的な方法は裏面をご覧ください。)

長野県森林づくり県民税等に関するアンケート調査

～ご協力をお願い～

日頃から県政に対しましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

長野県では、戦後に植えられた人工林の多くが資源として成熟期を迎える一方、木材価格の低迷、林業の採算性の悪化、薪や炭のエネルギー利用の減少等により、森林と人との結びつきが途切れ、森林の手入れが十分に行われずに森林の機能が低下し、私たちの安全・安心な暮らしへの影響が懸念される状況が続いていました。

そこで、長年にわたって先人が育ててきた森林を健全な姿で次の世代に引き継ぎ、森林の恩恵を受けている県民みんなで森林づくりを支える仕組みとして、平成 20 年度から「長野県森林づくり県民税」を導入※1し、里山の間伐などの森林整備に取り組んでまいりました。取組の成果については、別紙「長野県森林づくり県民税の取組」または長野県ホームページ※2（下記二次元コード参照）をご覧ください。

今年度は第3期森林づくり県民税の最終年度となることから、これまでの取組の評価や令和6年度から課税が始まる国税としての森林環境税※3との関係も踏まえ、今後の方向性についての検討を進めています。

このアンケート調査は、県民の皆様のお考えをお聞きし、今後の方向性を考える上での参考資料とさせていただくものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※1 県内にお住まいの方のうち、個人県民税をご負担いただいている皆様から、1 人年額 500 円を超過課税として納めていただいています。

※2 長野県森林づくり県民税の取組の成果（長野県ホームページ）
「長野県 森林税」で検索または右の二次元コードからご覧ください。



※3 森林環境税は、京都議定書に代わる新たな国際枠組みであるパリ協定の下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する目的で創設されました。令和6年度から、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、市町村において、個人住民税均等割と併せて 1 人年額 1,000 円が徴収されます。

令和4年(2022年)7月
長野県

(裏面もご覧ください)

調査の実施方法

- ◆ このアンケート調査は、長野県が実施主体となって、「協同組合長野シーアイ開発センター」に業務を委託しています。
- ◆ この調査は、無作為に選ばせていただいた、長野県内にお住まいの満 18 歳以上の約 3 千人の方をお願いしています。
- ◆ お聞かせいただいた内容は、集計した上で公表しますが、個人に関する内容が公表されることは一切ございません。
- ◆ 調査にご回答いただく前に、別紙「長野県森林づくり県民税の取組」をお読みください。

回答に当たってのお願い

- ◆ 回答の方法は、①電子申請方式と②郵送方式のどちらかをお選びください

- ① **電子申請方式の場合**・・・右の二次元コードをスマートフォン等で読み取り、
回答してください。(紙での回答は不要です)



- ② **郵送方式の場合**・・・

- ・ お送りした封筒に書かれているあて名のご本人がお答えください。
- ・ 記入は、黒鉛筆または黒のボールペンでお願いします。
- ・ 回答は、各設問欄右端の四角の枠の中に、当てはまる番号をご記入ください。
- ・ 質問には、文中に特に断りがない限り、できるだけお答えください。
- ・ ご記入いただいた調査票を同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずにポストへ投函してください。

回答期限について

- ◆ 令和 4 年 8 月 12 日（金）まで

調査についてのお問い合わせ先

- ◆ この調査についてのお問い合わせは、以下までお願いします。
長野県林務部森林政策課企画係
(担当) 今尾 日詔
電 話：026-235-7261 (直通)
F A X：026-234-0330
E-mail：rinsei@pref.nagano.lg.jp

(この冊子にご記入いただき、同封の返信用封筒に入れてご返送ください。)

長野県森林づくり県民税等に関するアンケート調査

～ご協力をお願い～

日頃から県政に対しましてご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

長野県では、戦後に植えられた人工林の多くが資源として成熟期を迎える一方、木材価格の低迷、林業の採算性の悪化、薪や炭のエネルギー利用の減少等により、森林と人との結びつきが途切れ、森林の手入れが十分に行われずに森林の機能が低下し、私たちの安全・安心な暮らしへの影響が懸念される状況が続いていました。

そこで、長年にわたって先人が育ててきた森林を健全な姿で次の世代に引き継ぎ、森林の恩恵を受けている県民みんなで森林づくりを支える仕組みとして、平成 20 年度から「長野県森林づくり県民税」を導入※1し、里山の間伐などの森林整備に取り組んでまいりました。取組の成果については、別紙「長野県森林づくり県民税の取組」または長野県ホームページ※2（下記二次元コード参照）をご覧ください。

今年度は第 3 期森林づくり県民税の最終年度となることから、これまでの取組の評価や令和 6 年度から課税が始まる国税としての森林環境税※3との関係も踏まえ、今後の方向性についての検討を進めています。

このアンケート調査は、企業の皆様のお考えをお聞きし、今後の方向性を考える上での参考資料とさせていただくものです。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※1 個人の皆様のほか、法人の皆様には法人県民税の年額均等割額の 5 %（資本金等の金額に応じて 1,000 円から 40,000 円の上乗せ）を超過課税として納めていただいています。

※2 長野県森林づくり県民税の取組の成果（長野県ホームページ）
「長野県 森林税」で検索または右の二次元コードからご覧ください。



※3 森林環境税は、京都議定書に代わる新たな国際枠組みであるパリ協定の下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する目的で創設されました。2024（令和 6）年度から、国内に住所のある個人に対して課税される国税で、市町村において、個人住民税均等割と併せて 1 人年額 1,000 円が徴収されます。

令和 4 年(2022 年) 7 月
長野県

(裏面もご覧ください)

ご記入に当たってのお願い

- ◆ このアンケート調査は、長野県が実施主体となって、「協同組合長野シーアイ開発センター」に業務を委託しています。
- ◆ 回答は、各設問欄右端の四角の枠の中に、当てはまる番号をご記入ください。
- ◆ 質問には、文中に特に断りがない限り、できるだけお答えください。

調査票の返送について

- ◆ ご記入いただいた調査票は、回答漏れのないことをご確認の上、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずにご返送ください。

回答期限について

- ◆ 令和4年8月12日（金）まで

調査についてのお問い合わせ先

- ◆ この調査についてのお問い合わせは、以下までお願いします。

長野県林務部森林政策課企画係

(担当) 今尾 旦詰

電 話：026-235-7261（直通）

F A X：026-234-0330

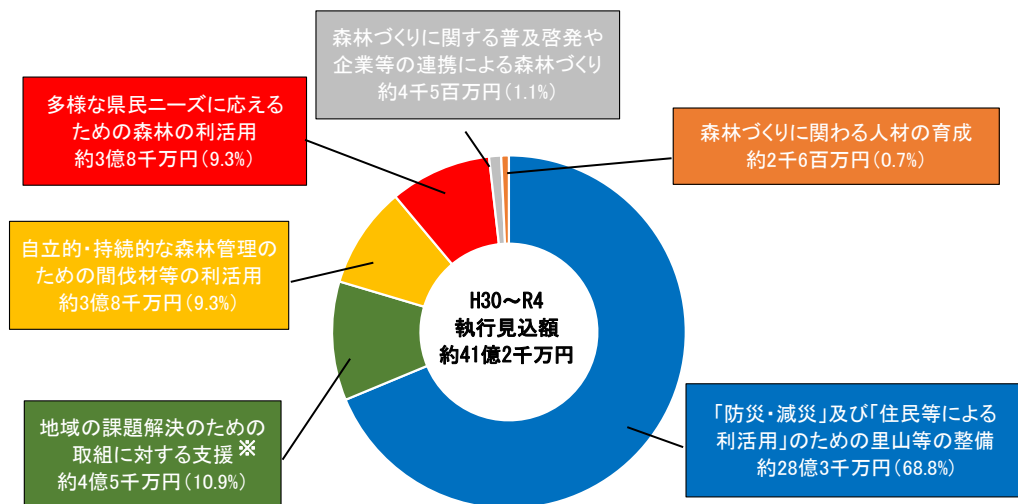
E-mail：rinsei@pref.nagano.lg.jp

長野県森林づくり県民税の取組

1 第3期（H30～R4）長野県森林づくり県民税の使途

平成30年度からの第3期では、それまでの里山の整備に加え、教育や観光等、多面的な森林の利活用にも使途を広げ、地域や様々な分野の方々による主体的な里山の整備・利用を推進してきました。

第3期長野県森林づくり県民税の主な使い道



2 第3期で取り組んでいる主な内容

（1）「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

防災・減災のための里山の整備では、5年間で2,800ha程度の間伐の実施により、災害に強い森林づくりが進められています。



整備された里山

地域の皆様が自発的に里山の整備・利用に取り組む地域を「里山整備利用地域」として県が認定し、里山資源を活かした地域活動を支援してきました。認定地域数は100を超え、県内各地で特色ある活動が活発化してきています。



竹林整備を通じた地域内外との交流



子どもたちの活動場所の整備

県民の皆様の安全・安心な暮らしの確保のため、ライフライン沿いの危険木の伐採や河畔林の整備を実施しています。



ライフライン沿いの危険木伐採



河畔林の整備（左：整備前、右：整備後）

主な取組の実績見込み（5年間の計）

取組内容	目標値	実績見込み
防災・減災のために必要不可欠な里山の間伐等	概ね 4,300ha	2,806ha
安全が確保される主要なライフライン等	概ね 150 箇所	177 箇所
防災効果が高い箇所での河畔林の除間伐	概ね 175 箇所	189 箇所

（２） 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用

県産材をふんだんに使った地域づくりを進めるため、子どもの居場所や多くの県民が利用する施設の木質化等を支援しています。

また、幅広い年代の県民の皆様が木材に触れ親しむことのできる機会を創出するとともに、里山資源としての薪が継続して利用される仕組みづくりを支援しています。



キッズコーナーの木質化



カフェ・バーの木質化



県産材の経木ランプの製作

主な取組の実績見込み（５年間の計）

取組内容	目標値	実績見込み
子どもの居場所の木質化、木製家具・木のおもちゃ等の設置	概ね 270 箇所	303 箇所
県民が多く訪れる民間施設・県有施設の木質化・調度品設置	概ね 35 箇所	30 箇所
薪流通のモデル的な取組	概ね 10 件	10 件

（３） 森林づくりに関わる人材の育成

森林の多面的利活用を推進する地域リーダーや、森林セラピーのコーディネーターなど、幅広く森林に関わる人材等を育成しています



地域リーダーの育成
（チェーンソー安全研修）



森林セラピー
コーディネーター研修



ワシタカ観察会
（自然教育・野外教育）

主な取組の実績見込み（５年間の計）

取組内容	目標値	実績見込み
地域リーダーの育成	概ね 150 人	150 人
モデル的に自然教育プログラムを実施する学校	30 校	19 校

（４）多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用

学校林や信州やまほいく認定園のフィールド整備、観光地の景観に適合した街路樹や森林の整備、森林セラピー基地の整備等による森林の利活用を推進しています。



学校林における林業体験学習



高速道路沿いの景観整備のための枯損木伐採（左：整備前、右：整備後）

主な取組の実績見込み（５年間の計）

取組内容	目標値	実績見込み
やまほいく認定園のフィールド整備	概ね 25 園	25 園
地域の景観に合致した間伐等	概ね 110ha	118ha

上記のほか、地域固有の課題解決のために市町村が行う森林に関する様々な取組に加え、森林づくりに関する普及啓発や企業等の連携による森林づくりを推進しています。

【お問い合わせ】

長野県林務部森林政策課 企画係
〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
TEL : 026-235-7261、FAX : 026-234-0330、
E-mail rinsei@pref.nagano.lg.jp